

原案に対する意見の概要及びそれに対する考え方

「公正取引委員会の審査に関する規則」の一部改正（案）及び「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針」（案）並びに「独占禁止法審査手続に関する指針」の一部改定（案）

1. 「公正取引委員会の審査に関する規則」の一部改正（案）及び「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針」（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	項目	意見の概要	考え方
1	はじめに	独占禁止法改正法の成立に伴い、弁護士・依頼者間秘匿特権が導入されることを受け、「公正取引委員会の審査に関する規則」の一部改正（案）等が公表された。これは、長らくその創設を求めてきたものであり、議論の進展を歓迎する。概要文書の提出期限を始め、全体的に事業者が対応可能なものとするよう配慮がうかがえるところであるが、更なる改善・明確化を求める。（団体）	賛同の御意見として承ります。 なお、本取扱いは、新たな課徴金減免制度をより機能させる等の観点から整備するものとして、他の行政手続や司法手続に影響を及ぼすおそれのない範囲で、可能な限り国際水準との整合性を図るよう留意しています。
2	はじめに	指針案第1に記載されている制度趣旨は、今般の独占禁止法改正が官民協力して真相を解明する制度としてリニエンシー制度を機能させることを目的としており、本取扱いをそのための制度と位置付ける点で、実態解明を重視しつつ、事業者の適正手続の保障についても配慮し、両者のバランスをとったものと評価する。 海外で「秘匿特権」とされているものを安易に認めると実態解明機能が阻害され、適正な法執行が害されることになりかねず、実態解明と適正手続のバランスを適切に図るために	

No.	項目	意見の概要	考え方
		慎重かつ十分な議論が必要である。本取扱いは、一定の通信を保護することとしつつ、実態解明を後退させることのないよう制度設計されている点で妥当である。（弁護士）	
3	はじめに	本取扱いの趣旨について、課徴金減免制度をより機能させるとともに、適正手続を確保する観点から認められたことを明示したことは評価できる。また、事件処理についての規則を定めるに当たっては、手続の適正の確保が働くように留意しなければならないと規定されていることを確認していることにも意味がある。（弁護士）	
4	はじめに	本取扱いに関しては、依頼者と弁護士間の通信秘密を、制限的ではあれ一部保護する制度が創設されるという意味で、従前より一歩前進したと評価し得るものである。他方で、適用範囲や対象文書等の要件に関しては、必ずしも国際水準と整合しているとはいえない部分があり、実務で活用されず、所期の目的を実現できないことを危惧する。独占禁止法改正の際の衆議院における附帯決議にも「範囲、要件について、国際水準との整合性を可能な限り図るよう留意した内容とする」とあることを踏まえる必要がある。（団体）	
5	はじめに	本取扱いは、「新たな課徴金減免制度をより機能させるとともに、当該相談に係る法的意見についての秘密を実質的に保護し、適正手続を確保する観点」から導入するとしている。「適正手続を確保する」という要請に照らせば、本取扱いは、	本取扱いは、新たな課徴金減免制度をより機能させる等の観点から整備するものとして、他の行政手続や司法手続に影響を及ぼすおそれのない範囲で、可能な限り国際水準との整合性を図るよう留意しています。

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>誰でも利用できるような分かりやすく対応可能なものとなる必要がある。また、諸外国の制度・実務も、適正手続の確保という要請を踏まえた制度となっている。しかしながら、本取扱いは、これらの要請に合致するものとは言い難い内容が多く見られ、独占禁止法改正の際の附帯決議の趣旨に合致していないと指摘せざるを得ない。（弁護士）</p>	
6	はじめに	<p>本取扱いの趣旨・目的として新たな課徴金減免制度をより機能させるとあるが、なぜ、機能させることとなるか、明らかでない。本取扱いは、事業者が弁護士から法的助言を得るに当たっての通信内容の秘密を保障することにより、事業者と弁護士との密接なコミュニケーションを促すものであり、それが新たな課徴金減免制度の活用につながるという考え方が前提となっていると考えられる。そうであれば、そのことを明らかにすべきである。（弁護士）</p>	<p>新たな課徴金減免制度が導入されることに伴い、事業者が調査協力を効果的に行うために外部の弁護士に相談するニーズが高まると考えられます。本取扱いは、このニーズの高まりに対応するものであり、これにより、新たな課徴金減免制度をより機能させるものと考えます。この点は、事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針（以下「指針」といいます。）第1において示しています。</p>
7	本取扱いの内容	<p>規則案では、本取扱いの対象となる事業者について、「課徴金減免対象被疑行為をした事業者」と規定されている（第23条の2第1項）。しかし、事業者が本取扱いの求めを行う時点では、当該事業者が課徴金減免対象被疑行為を行ったとの事実が確定しているわけではない。事業者が課徴金減免対象被疑行為を行ったことを前提に本取扱いの求めを行うべきであるかのように規定することは、事業者が本取扱いを利用することを抑制しかねないため、「課徴金減免対象被疑行</p>	<p>御指摘の記載は、本取扱いの範囲を明らかにするため、必要です。</p> <p>また、「課徴金減免対象被疑行為」については、その文言が示すとおり、当該事業者について違反行為の事実が確定したことを表すものではなく、御懸念は当たらないと考えます。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		為をした」との文言を削除すべきである。(団体)	
8	本取扱いの内容	<p>事業者団体の違反行為の場合は、その構成事業者だけでなく、事業者団体も本取扱いを求めることができるようにすべきである。</p> <p>確かに、課徴金納付命令の対象となるのはその構成事業者のみであるが、構成事業者に対する課徴金の賦課が事業者団体による違反行為の抑止となるという関係性を、調査協力の場面に置き直せば、構成事業者に対する課徴金の減算により当該団体自体としての自主的な調査協力への動機付けが働き得るから、当該団体自体として調査協力を効果的に行うために外部の弁護士に相談する際の秘密を実質的に保護することは、本取扱いの趣旨にかなう。(弁護士)</p>	<p>事業者団体は、通常、課徴金納付命令の対象ではなく、新たな課徴金減免制度を利用し得ないため、本取扱いの対象とすることは適当でないと考えます。</p> <p>事業者団体としての自主的な調査協力への動機付けが働き得るといふ御指摘については、そのような動機付けは制度的に担保されておらず、新たな課徴金減免制度をより機能させるという本取扱いの趣旨に合致するものではないと考えます。</p>
9	本取扱いの内容	本取扱いは、その対象が、課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について秘密に行われた通信に限定されているが、本取扱いを課徴金減免制度を機能させるための制度と位置付ける以上、妥当である。(弁護士)	賛同の御意見として承ります。
10	本取扱いの内容	本取扱いによって秘密が保護されなければならないものは、弁護士から法的助言を得るに当たって行われる相談内容であるから、そのことが明確に分かるようにすべきである(何も弁護士の法的意見それ自体が秘密の対象とされているわけではないはずである。)(弁護士)	本取扱いの対象は、課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信です。このことは、指針第2等で示しています。
11	本取扱いの内容	「課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見」とは、課徴	「課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見」として

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>金減免制度を利用することを具体的に検討している段階のものに限られるのか、ビジネスの企画段階で取得した法的意見や、課徴金減免対象被疑行為があったかどうか不確定な段階で取得した法的意見も含まれるのか等、その限界を明確にされたい。(事業者)</p>	<p>典型的に想定されるのは、課徴金減免申請や調査協力を検討するための法的助言ですが、減免申請の検討に至っていない段階での法的助言も、結果として課徴金減免申請等に資する可能性があるため、「課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見」に含まれ得ると考えます。他方、「課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見」には、様々なものがあり得ると考えますので、その限界を示すことは困難です。</p>
12	本取扱いの内容	<p>近時、事業者が委任した弁護士と複数の法域における外国弁護士等の間における迅速かつ緊密な情報交換及び連携も重要になっている。課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた電子メールによる通信において、(i) 追加的な宛先や写しの送信先として外国弁護士等が含まれていた場合や(ii) 当該外国弁護士等から事業者又は弁護士が返信を受け取った場合であっても、当該通信((ii)の場合には、当該返信メールより前に通信が行われており、当該返信メールに連なるメールチェーンを含む。)が特定通信に該当する旨を明らかにすべきである。(弁護士)</p>	<p>外国弁護士等について、事業者と弁護士との間の通信の内容が外国弁護士等に共有されていたとしても、新たな課徴金減免制度をより機能させることに資する観点からその共有の必要性が認められることもあり得ることから、指針第2の4(2)を修正しました。</p> <p>外国弁護士等に通信の内容を共有した場合に本取扱いの対象となるか否かは、共有の必要性等についての事業者からの説明を踏まえ、個別に判断することとなります。</p>
13	本取扱いの内容	<p>事業者が弁護士を通じて社内調査を実施する場合には、弁護士の調査を遂行するために合理的に必要な業務委託先及び弁護士業務の履行補助者の協力を得ることが不可欠となって</p>	<p>本取扱いの対象は、事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録された物件であることから、通信の主体の一方は、弁護士である必要があります。その</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>いる。課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた電子メールによる通信において、(i) 追加的な宛先や写しの送信先として弁護士の業務委託先又は履行補助者が含まれていた場合や(ii) 当該業務委託先又は履行補助者から事業者又は弁護士が返信を受け取った場合であっても、当該通信((ii)の場合には、当該返信メールより前に通信が行われており、当該返信メールに連なるメールチェーンを含む。)が特定通信に該当する旨を明らかにすべきである。(弁護士)</p>	<p>ため、御指摘のような弁護士以外の者を通信の主体とするものは、本取扱いの対象となりません。また、御指摘のような弁護士以外の者は、様々なものがあることから、それらの者への共有について一律に示すことは困難です。</p>
14	本取扱いの内容	<p>公正取引委員会は、本取扱いの対象となる弁護士の定義を明確にすべきである。米国においては、弁護士が法的助言を行うことを補佐する会計士やその他の専門家は、通常、秘匿特権の保護対象になる。本取扱いの対象となる法的助言を行うことを補佐する第三者について、本取扱いの対象となる通信の相手方に含まれる旨を明示すべきである。(弁護士)</p>	
15	本取扱いの内容	<p>組織内弁護士について、一律に除外するのではなく、事業者から独立して法律事務を行っていると認められる場合に本取扱いの弁護士に当たるとしていることは妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別具体的に柔軟な解決を目指すものである。 ・組織内弁護士は、事業者には雇用され指揮命令を受ける地位にあるから、通常事業者に従属する立場にあり、組織内弁護士との通信を証拠としない扱いを認めることは実態解明 	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>を大きく後退させるから、当該要件の下で限定する必要がある。</p> <p>(個人, 弁護士)</p>	
16	本取扱いの内容	<p>組織内弁護士も、「文書による指示」を前提に、当該事業者の指揮命令監督下になく独立して法律事務を行っていることが明らかな場合には本取扱いにおける弁護士に該当することになるとされているが、当該弁護士が当該事業者の組織内弁護士として過去に協力関係にあったことは事実であり、「独立した立場」が「課徴金減免対象被疑行為の発覚等を契機」としていることから、当該事業者の過去の状況を把握していたことが想定される。当該事業者が「特定通信の秘密保持」を利用して防御権を強め、調査等の妨害に結び付くようなことがないよう実質的な独立性が確保されていることを徹底し、「特定通信の内容を記録した物件」の対象となる文書の限定を広げないことを求める。(個人, 団体)</p>	御指摘も踏まえつつ、適切に判断してまいります。
17	本取扱いの内容	<p>本取扱いにおける弁護士に組織内弁護士も含むこととすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士法等の我が国の既存の法制度や日本弁護士連合会会則においては、組織内弁護士はその他の弁護士と区別されていない。 ・ 米国、英国などの法域では、組織内弁護士が弁護士として職務を行う場合は弁護士依頼者間秘匿特権の対象となっ 	<p>事業者から独立して法律事務を行っていない弁護士は、事業者の意思や指示によらず中立的に法的助言を行うことが客観的に期待できないことから、これを本取扱いにおける弁護士に含めることは新たな課徴金減免制度をより機能させる等の本取扱いの趣旨に合致するものではないため、本取扱いの対象となる弁護士とすることは適当でないと考えます。ただし、組織内弁護士であって</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士職務倫理規程では、組織内弁護士は、事業者から影響を受けやすいことに配慮し、特別の倫理義務を課す手当てがされている。 ・ 事業者が相談する可能性が一番高いのは組織内弁護士であって、課徴金減免制度をより機能させるという制度趣旨にも資する。組織内弁護士は新司法試験実施以降増加し、その活用は司法制度改革にも資する。 ・ 法務部門は広範囲に及ぶ法的事案を取り扱っており、本取扱いの保護を受けるために、組織内弁護士が事業者から独立して法律事務を行う（公正取引委員会に係る事案のみに専念する）ことは、多くの事業者にとって実行不可能なことであり、公正取引委員会への調査協力を妨げる。 (個人、団体、弁護士) 	<p>も事業者から独立して法律事務を行っている場合には、本取扱いの目的に資すると考えられるため、本取扱いにおける弁護士として対象となることを示しています。</p> <p>なお、EUにおいては、社外弁護士との通信のみがいわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権の保護の対象となっていると承知しています。</p>
18	本取扱いの内容	<p>公正取引委員会は、組織内弁護士による通信が本取扱いを受けるために組織内弁護士又は事業者がどのような資料や情報を公正取引委員会に提供すべきかについて、例えば、次のような点を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「組織内弁護士が、課徴金減免対象被疑行為の発覚等を契機として、当該事業者からの文書による指示により、当該事業者の指揮命令監督下になく、独立して法律事務を行っていることが明らかな場合」と評価されるための具体的 	<p>本取扱いの対象となる弁護士は、公正取引委員会の審査に関する規則（以下「規則」といいます。）において「事業者から独立して法律事務を行う場合に限り」と規定しています。御指摘の組織内弁護士に係る記載は、当該規定が例外的に組織内弁護士に当てはまる場合の考え方を示すものです。</p> <p>事業者から組織内弁護士に対する、独立して法律事務を行うことの指示の内容は、事業者により、また、事案に</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>な基準・要件を明確化すること（電子データについても同様）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書による指示において満たされるべき個別の要素を定めること。 ・ 事業者が、組織内弁護士に対し、当該弁護士の永続的な職務上の役割として、独立性を認めることを容認すること。（団体、事業者） 	<p>より様々あり得ると考えますので、どのような内容の文書であるべきかを定型的に示すことは困難ですが、事業者の指揮命令監督下でない旨のほか、当該文書の発出元、発出先、日時（期間）、業務の内容が明確にされている必要があると考えます。</p> <p>事業者には雇用された組織内弁護士の職務上の役割について、永続的に独立して法律事務を行うことを命じることは、その具体的な必要性が不明であり、仮にそのような指示があるとしても、実質を伴わない可能性があることから、御指摘のような容認は適当でないと考えます。</p>
19	本取扱いの内容	当該事業者の指揮命令監督下になく、独立して法律事務を行っている場合や行っていない場合の具体例を示されたい。（団体）	<p>独立して法律事務を行っている具体例としては、例えば、組織内弁護士が、カルテルに関する内部通報を契機として、法令遵守のために中立の立場で社内監査を行うべき旨の業務命令書を受け取り、社外監査役の直下に配置され、その他の業務から離れたような場合が考えられます。</p> <p>独立していない具体例としては、例えば、事業部門において当該部門の上司の指揮命令監督下で業務を行うような場合が考えられます。</p>
20	本取扱いの内容	組織内弁護士が含まれないことについては賛成する。一方で、「独立して法律事務を行っていることが明らか」という要件については、事業者の指示等が存在したことにより示さ	本取扱いでは、例外的に組織内弁護士も対象となる場合について、実質的に独立して法律事務を行っていることを必要としており、事業者の指示等が存在したことの

No.	項目	意見の概要	考え方
		れることを明記すべきである。(団体)	みをもって対象となるものではありません。
21	本取扱いの内容	指針案では、組織内弁護士が本取扱いの対象となる要件について、「課徴金減免対象被疑行為の発覚等を契機として」とされている(「第2 本取扱いの内容」(注5))。しかし、「発覚等」の内容が明らかではないため、どのようなケースを想定しているのか明文化すべきである。例えば、具体的な事実の発覚が無い段階で、疑われる可能性のある事実が無いかを独立委員会の形で弁護士である法務部員が社内調査を実施する場合も含まれ得るとの理解でよいか。(団体)	御指摘の記載は、組織内弁護士に対して一律に独立性を与える指示を出すなど独立性を形式的なものとする場合を除外するものです。 「課徴金減免対象被疑行為の発覚」は、契機の例示であり、お尋ねの場合であっても、具体的な必要性に応じて独立して法律事務を行うよう文書による指示がなされた場合には含まれ得ると考えますが、判別手続において、事業者からの説明を踏まえ、個別に判断することとなります。
22	本取扱いの内容	組織内弁護士が除外されとしても、「被疑事実の発覚等を契機として…独立して法律事務を行うことが明らかな場合」を柔軟に解釈し、被疑事実の発覚後に実態解明調査に基づき法的助言をしている場合は、原則これに当たることを明示すべきである。(弁護士)	御指摘の場合は、事業者から独立して法律事務を行っていることが明らかな場合とはいえません。
23	本取扱いの内容	違反被疑行為の主体となった事業部門と法務部門が指揮命令監督のラインを異にしている場合は、法務部門所属の組織内弁護士については、事業者の指揮命令監督下でない「弁護士」に該当し得るか。会社法における監査役等の監督機能、独立性に鑑み、法務部門が監査役等の指揮命令下で法律事務を行っている場合はどうか。(団体)	お尋ねの場合について、本取扱いの対象となることもあると考えられますが、必ずしも事業者から独立して法律事務を行っているとは限らないことから、事業者からの説明を踏まえ、個別に判断することとなります。
24	本取扱いの内容	「事業者から独立して法律事務を行う弁護士」という表現	御指摘の労働契約や業務委託契約には、様々な内容の

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>を用いているが、事業者と労働契約を締結している弁護士はここでいう「事業者から独立して法律事務を行う弁護士」に該当しないという理解でよいか。</p> <p>なお、労働契約であるから独立性が無く、業務委託契約であるから独立性があるというのは実態にそぐわない。仮にそのような区分を採るとしても、事業者と継続的な取引関係にある弁護士は独立性が無いと考えるのが実態に即しているものとする。（個人）</p>	<p>ものがあり得ると考えますので、それらの契約の形態をもって事業者から独立して法律事務を行う弁護士に該当するか否かを一律に示すことは困難です。</p>
25	本取扱いの内容	<p>社内弁護士が「指揮命令監督下になく、独立して法律事務を行っていることが明らか」と認められるためには、雇用契約の解約が必要となるわけではないことを確認したい。（団体）</p>	<p>組織内弁護士は、通常は事業者の指揮命令監督下にあると考えますが、例外的に、事業者の文書による指示によって「指揮命令監督下になく、独立して法律事務を行っていることが明らか」である場合は本取扱いにおける弁護士となるものであり、雇用契約の解約まで必要とするものではありません。</p>
26	本取扱いの内容	<p>社内弁護士が事業者からの独立性がないため本取扱いの「弁護士」と認められないことの立証責任は、公正取引委員会にあることを確認したい。（団体）</p>	<p>組織内弁護士は、原則として本取扱いの対象となりません。組織内弁護士が、事業者の指揮命令監督下になく、独立して法律事務を行っていることは、事業者の説明がなければ判断できませんので、その説明は、事業者側に求められるものとなります。</p>
27	本取扱いの内容	<p>本取扱いにおける弁護士に外国弁護士等も含むこととすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国では、日本法弁護士及び外国法コンサルタントにも、 	<p>外国弁護士等は、日本法の法律事務を行うものではないことから、その法的意見は独占禁止法における新たな課徴金減免制度をより機能させるという本取扱いの趣旨</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>米国の弁護士と同様の保護を及ぼしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の活動の多くは国境を越えて行われており、課徴金減免対象被疑行為を社内調査するに当たっても、外国弁護士等に相談する必要があるケースは多々ある。そのため、「事業者が調査協力を効果的に行うために外部の弁護士に相談するニーズ」に応えるためには、外国弁護士等も、本取扱いにおける弁護士に含まれるようにすべきである。 ・ 日本に所在する法律事務所でも、法律チームの重要な人員として外国弁護士を雇用している。日本国内で活動する外国弁護士の増加に伴い、外国弁護士との通信が秘匿特権で保護されるニーズも高まる一方である。 ・ 事業者は、外国弁護士への相談が審査官の審査の対象とならないとすることで、安心することができる。 ・ EUでは、EUにおいて資格を有しない弁護士からの助言は弁護士秘匿特権の対象とならないが、実際には、外国において資格を有する弁護士であることのみによって対象となることを否定することは、EUの企業結合規制手続等の現在の状況に鑑みると、説得力を持たない形式論のように思われる。 <p>(団体、弁護士)</p>	<p>に合致するものではないため、本取扱いにおける弁護士として認めることは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、御指摘のEUにおいては、加盟国のいずれかの国で法曹資格を有する弁護士のみがいわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権の対象となるものと承知しています。</p>
28	本取扱いの内容	<p>外国弁護士を本取扱いの対象から除外した場合、国際カルテル等において事業者は一律の対応ができないという問題が</p>	<p>公正取引委員会は、法令に従って海外競争当局への情報提供等を行うこととなります。本取扱いにより、法令</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>生じる。また、外国弁護士との通信の内容を記載した物件が公正取引委員会に留置されるおそれがある。そのため、当該物件について、公正取引委員会が海外競争法当局又は裁判所等の司法機関から共助要求を受けた場合でも当該海外当局等に提供されないことを明確化すべきである。（団体）</p>	<p>を超えて情報を提供すること、又は提供しないこととすることはできません。</p> <p>なお、公正取引委員会は、独占禁止法上の規定に基づき収集した物件等のうち、諸外国におけるいわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権に当たり得るものについて、これまで海外競争当局に提供したことはなく、また、今後提供することを考えているものでもありません。</p>
29	本取扱いの内容	<p>外国法の適用（公法のみならず私法的観点も含む。）を受けける場合に勝敗に影響を与え得る相談及び回答は本取扱いの対象とされるべきである。仮に対象外とする場合、当該相談及び回答は海外当局等に対して提出してはならないことを明示すべきである。（団体）</p>	
30	本取扱いの内容	<p>外国弁護士との間で秘密に行われた通信は、外国競争法に関する法的意見に限られるものではないため、提出命令の対象外とはならず、また、特定物件にも該当しない場合がある。これまでは、外国弁護士の作成する（英文の）秘密通信物件は、ほぼ機械的に提出命令の対象外とされてきたと思われるが、本取扱いの導入により、調査に必要がないことを確認できない外国弁護士作成の秘密通信物件は全て提出命令の対象とならざるを得ないこととなり、判別官がその中身を指針案に照らして検討する事例が増えることになると懸念される。外国弁護士作成文書についての規定を置くことで、かえって現状よりも改悪になるおそれがある（電子データについても同様）。（弁護士）</p>	<p>従来、審査官は、事件の調査に必要であると合理的に判断した場合に物件の提出を命じ、そうでない場合には提出を命じていません。この点、今後も変わらないため、御指摘の記載によって事業者が現状より不利益を受けることはありません。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
31	本取扱いの内容	弁護士との相談の結果、事業者が課徴金減免申請をしないこととしたとしても、特定通信については事業者に還付される対象となるのか。（弁護士）	御理解のとおりです。
32	本取扱いの内容	指針案第2の第1段落の記載中「適切に保管されていること等の要件」とあるが、「等」を明確にするために「適切に保管されていること等審査規則第23条の2及び同条の3に記載された要件」とすべきである。（弁護士）	御指摘の「等」の内容（適切な保管の要件と規則の規定との対応関係）は、指針第2の各項目の表題にも示していることから明らかであると考えます。
33	本取扱いの内容	規則案及び指針案には、還付対象の物件を行政調査手続において事実認定の基礎にすることができないとの規定が存在しない。還付対象の物件を行政調査手続において事実認定の基礎にすることはできないことを規則及び指針に明記すべきである。（団体）	本取扱いにより還付された物件は、事業者に還付されているため、認定した事実の立証のための証拠として用いることは物理的にできません。この点、本取扱い以外の手続により還付された物件についても特段記載しておらず、原案どおりとします。
34	本取扱いの内容 （特定通信の内容を記録した物件）	指針案では、本取扱いの対象物件として、「特定通信」の内容を記録した物件とされているが、これに当たるか否かは、当該物件の記載内容に照らし、個別具体的に判断されるべきである。本規則案・指針案もこのような考え方であると解されるので妥当である。（個人、弁護士）	賛同の御意見として承ります。
35	本取扱いの内容 （特定通信の内容を記録した物件）	本取扱いの対象か否かを判断する際は、当該物件の記載内容に立ち入って個別具体的に判断する必要がある。文書の表題や見出しや冒頭や末尾において、弁護士の意見や助言が記載されていても、通信の中に事実調査資料というべき事実が記載されていた場合に、これを（当該文書等の全体を）弁護	

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>士の意見書であるとして特定通信にあたるとして本取扱いの対象とすることができないことは言うまでもない。この点、指針案も同旨と解されるので賛成である。（弁護士）</p>	
36	<p>本取扱いの内容 （特定通信の内容を記録した物件）</p>	<p>法的意見は事実関係を前提として記載されることが多いので、弁護士からの回答文書や法的意見が記載された報告書には事実関係の記載が含まれる場合が多い。これらが無条件に本取扱いの対象とすることは実態解明機能を阻害することにつながり妥当でないが、かといって全て対象外文書とすることは、弁護士の法的意見についての秘密を実質的に保護するという趣旨に反することになる。そこで、弁護士の法的意見に付随して記載された事実関係については、それが要件事実に沿って整理されるなど弁護士によって取りまとめられ、かつ、弁護士の法的意見の前提として必要な記載と認められる場合などには、法的意見と一体をなすものとして本取扱いの対象とするが、そうでなければ、実質的には事実調査資料に当たると評価できる部分を対象外文書等として取り扱うのが妥当である。また、事業者からの相談文書についても、事実関係が記載されていることが多いが、これを無条件に本取扱いの対象とすることは、事実調査資料を弁護士への相談文書に組み込むことで事実上事実調査資料を証拠とすることをできなくすることに等しい。そこで、事業者からの相談文書の体裁をとっている文書についても、実質的に事実調査資料と</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本取扱いの対象となるか否かの判断は、全体として課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見についての弁護士との相談文書・回答文書といえるかどうかによって判断することとなります。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		評価することができる場合は本取扱いの対象とすることはできないと解すべきである。本取扱いで、事実調査資料を対象外文書としているのはその趣旨と解されるから、指針案は妥当であると考ええる。(弁護士)	
37	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	事業者から弁護士への相談や弁護士から事業者への回答に係る文書の中に事実に関する記載が含まれている場合は、全体として相談文書・回答文書であるかを判断するとの理解でよい。その場合、例示に「弁護士から特定行為者への回答文書(事実関係のサマリーが記載されている場合を含み得る。)」などと追記すべきである。(団体)	本取扱いの対象となるか否かは、事実に関する記載が含まれているか、事実に関する記載が法的意見に関する記載の分量より多いかといった形式的なことのみによって判断するものではなく、全体として課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見についての弁護士との相談文書・回答文書といえるかどうかによって判断することとなります。
38	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	「事実を主たる内容とする文書等」に該当するか否かは、当該文書等の実質的な内容によって判断されると理解しているが、その旨を示すため、本取扱いの対象となる物件の例示に「弁護士から特定行為者への回答を行うために弁護士に提供された情報」、「弁護士から特定行為者への回答文書(事実関係のサマリーが記載されている場合を含む。)」と追記されたい。(団体)	このことは、指針第2の1記載の本取扱いの対象となる物件の例示及び(注7)において示していることから、原案どおりとします。
39	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	弁護士に対する法律相談は事実に基づいての相談であり、法的意見は一定の事実を前提としての法的助言であるのが通常である。本取扱いでは、特定通信の中にこれらの意見や助言を提供する者による事実認識の記載等が含まれるとしても、それをもって、特定通信の内容に当たらないような事実	

No.	項目	意見の概要	考え方
		を記録したものと認定されてはならない。そのことが明確に分かるような規則・指針の規定とすべきである。(弁護士)	
40	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	法的意見は一定の事実を前提としているのが通常である。そのため、物件にこれらの意見や助言を提供する者による事実認識の記載等が含まれるとしても、それをもって、「特定通信の内容に当たらないような事実を記録したもの」(規則案第23条の3第1項第2号)や「事実を主たる内容とする文書等」(指針案第2の1(注7))と認定されてはならない。また、その旨を指針に明記すべきである。(団体)	
41	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	弁護士から取得した法的意見を引用した社内の稟議書は、「弁護士から特定行為者への回答文書」に準ずるものとして、特定物件と扱われるという理解でよいか。(団体)	本取扱いの対象となる相談文書や回答文書の内容を記載した文書であり、かつ、内容を知る者の範囲が適切に制限されているのであれば、稟議書によって情報共有が行われる場合においても、本取扱いの対象となり得ます。
42	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	弁護士による社内調査を遂行するに当たって合理的に必要と認められる業務委託先や履行補助者が社内調査に関与した場合であっても、当該社内調査に基づく法的意見が記載された報告書は、「弁護士が行った社内調査に基づく法的意見が記載された報告書」に該当する旨を明らかにすべきである。(弁護士)	御指摘の関与の在り方は様々なものがあることから、それらについて一律に示すことは困難です。
43	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	「当該事業者が弁護士に対して…事実を主たる内容とする文書等」とあるが、「等」では不明確であり、文書のほかにもどのようなものがあるか明らかにすべきである。(弁護士)	写真・図画など文書の形式ではないものを含みます。

No.	項目	意見の概要	考え方
44	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	本取扱いの対象物件を特定通信の内容を記録した物件として具体例を示している。これによると、事業者からの相談文書、弁護士からの回答文書等が示されており、事業者が実施した社内調査結果、弁護士が実施したヒアリング記録などは除外されているが、作成主体が弁護士であるとの一事をもって本取扱いの対象とされるなら、弁護士に作成を依頼しさえすれば全ての事実調査資料を証拠とすることができなくなり実態解明機能を阻害するため、作成主体が弁護士であっても事実調査資料は対象外文書等となる点は妥当である。(弁護士)	賛同の御意見として承ります。
45	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	弁護士のヒアリングに関して、単に事実をヒアリングするのではなく、弁護士が考える法的意見に沿って質問が構成され、その質問に弁護士の被疑事件に関する見解や印象等が反映されている場合には、秘匿特権の対象となり得るとすべきである。(団体)	被疑行為に係る事実について、弁護士との相談に用いられたことにより実態解明のための調査に使用できなくなるとすれば、実態解明機能を阻害することとなります。そのため、対象外文書等の例示として、「事実調査資料」を掲げています。例えば、役員等に対するヒアリングにおいて役員等が発言したことを記録したものの自体は、事業者と弁護士との間の法的意見についての通信とはいえ、このことを明らかにするために、ヒアリング記録を「事実調査資料」の例として掲げています。
46	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	特定通信の内容を記録した物件(電子データ)には、弁護士が事業者に対して回答を行うために実施した役員等へのヒアリング記録等も含まれる旨を指針案に明記すべきである。これらの記録には、事実にとどまらず、ヒアリングを行った弁護士の見解や法的意見が反映される。(団体)	他方、本取扱いでは、事実に関する記載が含まれているかといった形式的なことのみによって判断するものではなく、例えば、弁護士が、ヒアリングなどにより調査し
47	本取扱いの内容 (特定通信の内容)	弁護士の法的意見書は、事実を記載し、その事実を前提として意見を述べるものであり、法的意見と前提事実は不可分	

No.	項目	意見の概要	考え方
	を記録した物件)	である。その点を考慮し、法的意見の前提となる事実、特に弁護士が事業者に対して回答を行うために実施した役員等へのヒアリング記録については、弁護士が理解する事実として、本取扱いの対象となる物件に含まれることを明示すべきである。(弁護士)	て得た一定の事実を記載するとともに、その事実関係を前提に、それを評価した法的意見を記載しているなど、全体として課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見についての弁護士との相談文書・回答文書に当たるものは、本取扱いの対象となり得ます。
48	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	外部弁護士からの法的助言を受けるために事業者が準備した文書や、外部弁護士により実施されたインタビュー記録を本取扱いの対象となる物件から除外することは、EUの保護範囲よりも狭いものとなり、特に従業員へのインタビューが防御の準備において極めて重要なカルテル案件においては、保護を弱めるものであり、多くの場合において事業者が法的助言を自由に求めることを阻害することとなる。そのため、これらの文書を本取扱いの対象となる物件から除外していることを再考すべきである。(団体)	これらのことが明らかになるよう、指針第2の1(注7)及び第4の2(2)イ(イ)を修正しました。
49	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	役員等の陳述に対してインタビュアーである弁護士の印象又は評価等を加えて弁護士が作成したヒアリング記録は、米国では、仮に弁護士・依頼者間秘匿特権の対象とならない場合であってもワークプロダクトの法理により保護の対象として取り扱われている。 国際水準との整合性を図るなどするため、「弁護士が当該事業者に対して回答を行うために実施した役員等へのヒアリング記録」が特定通信の内容を記録した物件に該当しないとの	

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>記載を削除するか、当該ヒアリング記録に「但し、ヒアリングにおける役員等の陳述に対する弁護士の印象又は評価等を加えて弁護士が作成したヒアリング記録は含まれない。」との記載を加えるべきである。(弁護士)</p>	
50	<p>本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)</p>	<p>指針案第2の1(注7)に、「当該事業者が弁護士に対して相談を行うために実施した社内調査結果、弁護士が当該事業者に対して回答を行うために実施した役員等へのヒアリング記録等、事実を主たる内容とする文書等は含まれない。」とあるが、このようなものを本取扱いの対象としないことは、法的助言の基礎となるコミュニケーションが除外され、弁護士への相談を促進するという趣旨が損なわれるため、事業者が効果的な法的助言を受けることを妨げる。本取扱いの対象となるか否かは、資料ごとに判断すべきである。(団体、事業者)</p>	
51	<p>本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)</p>	<p>弁護士による調査結果は、単なる事実を羅列したものではなく、各事実に対する(法的な)評価を踏まえて取捨選択及び整理をして作成されたものであり、法的評価と密接に関連しているというべきである。加えて、弁護士の法的意見は、一定の事実を前提として作成されるものである。調査対象行為が長期間にわたる事例においては、弁護士の法的な見解に関する記載よりも前提事実に関する記載の分量が多くなる事例も少なくない。指針案第2の1(注7)は、弁護士の法的意</p>	

No.	項目	意見の概要	考え方
		見が前提事実の記載が占める割合が多い等の形式的かつ不合理な理由により「特定通信の内容を記録した物件」に該当しないと判断されるおそれがあるため、「事実を主たる内容とする文書等」の記載を削除するか、又は少なくとも「事実のみを記載した文書」との記載に修正すべきである。(弁護士)	
52	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	事業者が日本法弁護士を経由して、外国法弁護士の助言等を得た際、日本法弁護士が当該外国法弁護士の助言等に自らの法的助言を付している場合には、外国法弁護士の法的助言部分も含めて秘匿特権の対象となり得るのか。ここでいう助言等を行う外国法弁護士については、事業者の法務部門や子会社・海外現地法人の法務部門等に所属する社内弁護士を含むか。(団体)	外国弁護士等の助言等について、それを参考に本取扱いにおける弁護士が自らの法的意見を記載しているなど、当該文書が課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記載されたものと認められる場合には、本取扱いの対象となり得ます。 また、外国弁護士等が事業者の法務部門に所属している場合の助言等についても同様です。ただし、そのような外国弁護士等はあくまでも事業者の役員・従業員であり、外部の弁護士と同様に扱われるということではありません。
53	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	弁護士との通信の相手方について、「当該事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者」及び「当該事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者を介して行われた課徴金減免対象被疑行為に関係する当該事業者の役員等」に限定されているが、これら以外の者が通信に参加している場合は秘密性が失われると考えられるから、妥当である。(弁護	賛同の御意見として承ります。

No.	項目	意見の概要	考え方
		士)	
54	本取扱いの内容 (特定通信の内容 を記録した物件)	弁護士に相談する部署や担当者は法務部員に限られず事業者ごとに異なり非定型であるから、「当該事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者」の範囲を明らかにするとともに、実態に即した柔軟な判断をすることを明確にすべきである。「当該事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者を介して行われた課徴金減免対象被疑行為に係る当該事業者の役員等」も同様である。(弁護士)	「事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者」とは、典型的には法務部門の役員・従業員ですが、事業者の組織の在り方は様々であり、法務部門がないことから、役員・従業員の担当・所掌事務の実態や対応等についての事業者の説明を踏まえ、個別に判断することとなります。「事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者」は、複数人であることはあり得、また、必ず同一の部署に所属することを要するものではありません。
55	本取扱いの内容 (特定通信の内容 を記録した物件)	「事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者」と「弁護士との間の秘密に行われた通信」の具体的な要件についても示していただきたい。また、「事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者」は複数人かつ同一の部署に所属することを要しないとの理解であるが、その旨を明らかにしていただきたい。(団体)	「当該事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者を介して行われた課徴金減免対象被疑行為に係る当該事業者の役員等と弁護士との間の…通信」とは、被疑行為に関与する従業員が法務部門を通じて弁護士に相談を行う場合や、事業者が弁護士に相談を行う際、法務部門の役員・従業員が被疑行為に関与する者を同席させる必要がある場合が起こり得ることから、これを念頭に置いています。 「弁護士との間の秘密に行われた通信」とは、事業者と弁護士との間で秘密に行われた(通信の内容を知る者がそれを知るべき者に制限されている)通信です。
56	本取扱いの内容	法務を専門的に担当する部署がない場合には、通常業務で	御指摘の者はいずれも「通信の時点において当該事業

No.	項目	意見の概要	考え方
	(特定通信の内容を記録した物件)	弁護士に相談している者と通常業務では弁護士に相談しないが当該課徴金減免対象被疑行為について弁護士に相談する役割を担う者のいずれが事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者となるのか。(事業者)	者を代表して弁護士に相談する職責にあった者」に当たるとはあり得ると考えますが、事業者の組織の在り方は様々であることから、役員・従業員の担当・所掌事務の実態や対応等についての事業者からの説明を踏まえ、個別に判断することとなります。
57	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	弁護士と通信を行う事業者の役員等について、法務部以外の管理部門(例えば、コンプライアンス部等)又は事業部の従業員を含めて組成された社内調査のための特別チームが、課徴金減免対象被疑行為に関する社内調査に関与する場合や、事業者の親会社の法務部に属する役員等が、当該事業者の法務従業員を兼任するなどして当該事業者の社内調査に関与した場合に、その役員等が「通信の時点において当該事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者」に該当する旨を明らかにすべきである。(弁護士)	御指摘の者が「通信の時点において当該事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者」に当たるとはあり得ると考えますが、事業者の組織の在り方は様々であることから、役員・従業員の担当・所掌事務の実態や対応等についての事業者からの説明を踏まえ、個別に判断することとなります。
58	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	弁護士への相談とそれに基づく事業者内での検討は、法務担当部署だけでなく、被疑行為に関係する部署を含む事業者内の複数の部署にまたがって行われるものであり、事業者における特定通信を行う者についての厳しい限定は事業者の実態と乖離している。そのため、事業者における弁護士との通信者を限定しないことを求める(電子データについても同様)。(事業者)	事業者と弁護士との法的相談といえないものを対象とすることは本取扱いの趣旨に合致するものではないため、特定通信の送受信者の限定は必要です。 当該特定通信の内容を必要な範囲で共有すること自体が妨げられるものではなく、特定通信の内容を知る者がそれを知るべき者に制限されているのであれば、本取扱いの対象となり得るため、事業者内での検討も可能であると考えます。

No.	項目	意見の概要	考え方
59	本取扱いの内容 (特定通信の内容を記録した物件)	本取扱いにおける物件には電子的記録が記録された物件も含まれることを、本取扱いの基本を記載した箇所(「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針(案)」第1の2)において明らかにすべき。(弁護士)	指針第7において、電子データは原則として物件と同様に取り扱うものとするを示しており、御指摘の箇所に記載する必要はないと考えます。
60	本取扱いの内容 (適切な保管)	本取扱いの対象物件について、「適切な保管」が必要とされているが、適切な要件であると考え。(個人、弁護士)	賛同の御意見として承ります。
61	本取扱いの内容 (適切な保管)	適切な保管の要件として定められている表示等は、本取扱いの求めがあった物件が、本取扱いをするにふさわしい秘密性を有するといえるための要件と解されるから妥当である。(弁護士)	賛同の御意見として承ります。
62	本取扱いの内容 (適切な保管)	適切な保管として規定されている表示や保管場所等の所定の方式は、ベストプラクティスとして推奨することはあってもよく、その推奨に従う限り適切な保管として扱うことを明らかにすることは有益である。しかし、それを超えて厳密な「要件」とすることは、このような表示や区別をあらかじめ物件に施しておくことを求めることになり、特に中小企業等にとって過重な負担である。そのため、当該文書等に特定通信の内容が記録されておりその秘密性が保持されていることが、事業者からの申出により合理的なものとして理解できる限り、判別官によって最終確認を行うこととすべきである。(団体)	適切な保管は、審査官が特定物件の内容にアクセスしないようにするため、また、立入検査の際に審査官と事業者との間で本取扱いの対象となるか否かといった見解の相違を防ぐなど本取扱いの円滑な運用・利用のため、必要です。 本取扱いでは、例えば、適切な保管の「表示」について、特定通信の内容を記録したものである旨の表示であると認めることとなる表示例を明らかにする、「保管場所」について、特定物件以外の保管場所と外形上区分されていれば足りることとすることなどを示し、本取扱いの予見可能性、実行可能性を高めています。

No.	項目	意見の概要	考え方
63	本取扱いの内容 (適切な保管)	<p>本取扱いの要件である「適切な保管」は、一般的制度に合致しない体制整備を事業者に要求するものであり、かつ、その内容が厳格で負担が重いものであるために、事業者の国際的競争力を相対的に低下させる効果をも生じさせるものである。加えて、外国競争法に関する通信は異なる取扱いを受けることから、事業者は別の社内通信ルールを構築しなければならないこととなる。他方、一般的制度においては、本取扱いにおける「適切な保管」は要件とはされていない。</p> <p>本取扱いにおいては、文書等が、独占禁止法に関する事業者と弁護士との法的通信でありその秘密性が保持されていることが、事業者からの申出により合理的なものとして理解できる限り、必ずしも「表示」、「保管場所」、「保存箇所」に関するベストプラクティスにのっとりたものでなくとも、判別官の下に送り、判別官によって最終確認を行うこととすべきである。</p> <p>また、このように、本取扱いでは、実体的要件を離れて手続的な性格を持つにとどまる要件が課されている。そのような手続的要件を満たさないことによる効果として、本取扱いの対象物件であること自体を否定する効果が導かれている。手続的要件は保護を失わせる要件とすべきではない。(弁護士)</p>	
64	本取扱いの内容	規則案に規定されている形式的な要件は、職業上の秘密を	

No.	項目	意見の概要	考え方
	(適切な保管)	保護する必要性とは正反対の姿勢を取っているように見える。(団体)	
65	本取扱いの内容 (適切な保管)	適切な保管の要件は、①事業者外の第三者から事業者の秘密を保護する方法、及び②弁護士依頼者間の通信の内容の共有を、それに対応する法律問題について知る又は意見を述べることを合理的に必要とする者に限定する方法によって、通信の秘密が維持されていることのみとすべきである。(団体)	
66	本取扱いの内容 (適切な保管)	本取扱いにおいて、表示等の適切な保管の要件が厳格に運用され過ぎた場合、事業者はこれまでの業務フローを大きく変更し、大きな管理コストを払いながらこれに対応する必要があるが、かえって新たな課徴金減免制度の効率的な活用の障害となる可能性がある(電子データについても同様)。(弁護士)	
67	本取扱いの内容 (適切な保管)	本取扱いでは、本取扱いを求める資料について、一定の保管や表示が求められている。しかし、EUでは、保管や表示によっては弁護士秘匿特権の対象となるか否かは決まらない。また、立入検査において大量の電子データが公正取引委員会の手に入った際には、事業者がそれらに従うことが実務上困難である。公正取引委員会は、事業者に手続を履行する十分な時間を与えるべきであり、かつ、表示等の形式面に厳格に基づいて本取扱いの適用を決めるべきではない。(団体)	適切な保管は、審査官が物件の内容にアクセスしないようにするため、また、本取扱いの円滑な運用・利用のため、必要です。また、本取扱いは、日頃から適切な保管が行われていることを前提としており、立入検査時には、本取扱いにおいて確認することとしている表示や保管がなされていることが前提となります。
68	本取扱いの内容	本取扱いの対象となる文書であることを示すため「公取審	本取扱いでは、審査官が特定物件の内容にアクセスし

No.	項目	意見の概要	考え方
	(適切な保管)	<p>査規則特定通信」や「公取審査規則第23条の2第1項該当」といった表示をすることが求められているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これらの表示はあくまで例示であり、「不当な取引制限」事案に関する特定物件であることが示される記載であればよいとすべきである。 ・ 「秘匿特権」, 「弁護士相談」, 「厳秘」等の事業者が通常活用している簡易な記載も認めるべきである。 ・ 国際的に理解しやすい表示方法として、「privileged」, 「confidential」や「attorney-client privilege」などの英語表記も具体例として示すべきである。 ・ 「Project A」といった特定のプロジェクト名を付して管理することは実務上もよく行われており、このような表示も認めるべきである。 (団体, 弁護士) 	<p>ないこととしています。そのためには、本取扱いの対象であることが識別できる表示が必要であり、適切な表示として指針に「公取審査規則特定通信」等を例示しています。このほかの表示であっても「特定物件」であることが識別できるように表示されていれば、当該表示も認められますが、円滑な運用・利用の観点から、まずは、例示の表示をしていただくことが適当と考えます。</p> <p>他方、御指摘の「秘匿特権」等の表示は、本取扱いの対象となる文書以外にも付されることが一般的にあり得る表示であることから、課徴金減免対象被疑行為についての通信であるか又はそれ以外の通信であるかを審査官が内容にアクセスして確認せざるを得なくなるため、適切でないと考えます。</p> <p>なお、御指摘の「秘匿特権」等の表示や英語表示が併記されていることにより適切な保管の要件を欠くものではありません。</p>
69	本取扱いの内容 (適切な保管)	<p>特定物件に表示をすることが、特定物件を特定し、その秘密性を維持するための適切な運用であることには賛成する。しかし、柔軟性なく、表示を要件とすることは、法的助言を促進するという目的と相反するものとなる。そのため、特定通信であることを特定行為者が立証することを維持しつつ、たとえ必要な表示がない場合であっても、特定物件を特定する手段を検討すべきである。(団体)</p>	
70	本取扱いの内容	指針案では、適切な保管の「表示」として「ファイルの背表	適切な保管の「表示」は、特定通信の内容を記録したも

No.	項目	意見の概要	考え方
	(適切な保管)	紙に「公取審査規則特定通信」と記載があること」が例示されている。しかし、事業者は法令遵守を当然の前提として事業活動を行っているものであり、不当な取引制限を行ったとの認識のもとでファイルの背表紙に「公取審査規則特定通信」とタイトルを付して管理するということは通常考え難い。特定物件の適切な保管の方法について、現実的・具体的な例を複数あげるなど指針の見直しを行うべきである。(団体)	のである旨識別するものです。事業者が不当な取引制限を行ったと自認することを求めるものではありませんので、原案どおりとします。
71	本取扱いの内容 (適切な保管)	「特定通信の内容を記録したものである旨」の表示を義務付けることは、弁護士に対しても、企業に対しても、過度の負担を負わせるものである。また、審査官の目には、そのような表示は自己負罪的なものと映る可能性があるため、法的助言を求めようとする事業者の意欲を減殺するおそれがある。そのため、別案として、文書に「訴訟準備資料」との表示を要求することが考えられる。(団体)	
72	本取扱いの内容 (適切な保管)	表示要件について、例えば同一内容の通信について日本語とその英訳の2つがある場合、表示義務は、日本語のみでなく、英訳版にもかかるのか。(弁護士)	御指摘の英訳版も、本取扱いを求めるものについては、「公取審査規則特定通信」等の表示が必要です。 なお、英語表示が併記されていることにより適切な保管の要件を欠くものではありません。
73	本取扱いの内容 (適切な保管)	指針案第2の2(2)「保管場所」については、本取扱いの適否が文書単位で判断される以上、文書単位で該当物件と非該当物件が区分できればよく、それを超えて、保管場所や保管方法(該当物件と非該当物件の保管場所が外観上区分でき	本取扱いにおける「弁護士に相談することを事務として取り扱う部署又は役員等」とは、典型的には、事業者の法務部門やその役員等が該当します。他方、課徴金減免対象被疑行為に関与していた事業部門やその役員等につ

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>ること)までは要求すべきでない。本取扱い案のような保管方法を要求した場合、後日、調査対象となった場合に備えて弁護士による法的評価の記録とその背景事実の記録の保管場所を区別することを事業者は余儀なくされ、独占禁止法遵守活動のための知見の蓄積にも障害が生じるおそれがある。仮に区別を要するとした場合でも、たとえば会社内において、法務部門等だけでなく、該当業務を所掌する部門等も「弁護士に相談することを事務として取り扱う部署」である場合に、両部門等がそれぞれまたは共同で、特定物件を特定物件の保管場所と特定物件以外の保管場所とを外観上区分して保管しているときは適切に保管されていたと認めるべきである(電子データについても同様)。(団体)</p>	<p>いては、「弁護士に相談することを事務として取り扱う部署又は役員等」には該当しません。本取扱いにおいて、特定物件の保管場所を「弁護士に相談することを事務として取り扱う部署又は役員等が管理する場所に限る」としているのは、事業者としての適切な保管の観点から、また、本取扱いの円滑な運用・利用の観点から、主要な検査対象となり得る事業部門の営業担当者等が本取扱いの対象となる物件を保管するのではなく、法務部門で保管・管理することを求めるものです。</p> <p>事業部門の営業担当者等は、事業者が弁護士に相談する際に同席し、具体的な内容等を補足説明することも考えられることから、そのような場合には特定通信を行ったものとして、その「内容を知る者の範囲」に含まれ得ると考えます。また、電子データについては、その「内容を知る者の範囲」に含まれる者であれば、法務部門が管理している特定フォルダへのアクセス権限を付与することが可能ですので、法務部門で保管・管理をすることについて特段の支障は生じないと考えます。</p>
74	本取扱いの内容(適切な保管)	<p>保管場所について表示が必要とされているが、規則では「外形上区別して保管されていること」とされており、保管場所に特定通信の表示までは必要とされていない。文書そのものやファイルなどに表示があれば判別できるのであるから、保</p>	<p>本取扱いでは、特定の保管場所に特定物件以外の物件と外形上区別して保管されていることが必要となりますが、御指摘のように保管場所である旨の表示がないとしても、適切な保管がなされていたことの確認は行い得る</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		管場所は外形上区別して保管されていることで足りるとすべきである。(弁護士)	<p>ものです。</p> <p>他方、保管場所に表示がなされている方が、区分して保管されていることが明確となり、適切な保管であることが容易に確認され得ることから、その具体例として示しています。</p>
75	本取扱いの内容 (適切な保管)	対象物件の保管場所として示された場所に、対象外物件が多少混在していたとしても、適切な保管の要件を満たすか(電子データについても同様)。(団体)	本取扱いでは、特定の保管場所に特定物件以外の物件と外形上区別して保管されていることが必要となります。
76	本取扱いの内容 (適切な保管)	保管場所の要件について、特定通信の内容を記録した物件がそれ以外の物件と同じ場所に保管されていたとしても、特定通信の内容を記録した物件であることの表示又は保管の状況を客観的に判断して、事業者において特定通信の内容を記録した物件とそれ以外の物件を一定の区別をして保管していることが外見上合理的に認めることができる場合は要件を満たす旨を指針上明記すべきである。保存する全ての記録の中から特定通信の内容を記録した物件にあたるものを全て判断、特定した上で厳密に分離保管することは、事業者に過度な負担を課す。(団体)	特定の保管場所に特定物件以外の物件が一切存在しないような、厳密に分離された保管が望ましいと考えますが、多少の混在があったとしても、外形上区別して保管されていたと確認され得ます。
77	本取扱いの内容 (適切な保管)	法務部門が管理する場所とは、法務部門フロア内に位置するといった専ら物理的状況を意味するものではなく、施錠・管理等が法務部門によって行われているという機能的状況を意味する(例えば、法務部門が施錠・管理する外部倉庫、ロッ	お尋ねのように、法務部門が適切に管理しているのであれば、本社法務部門と場所的に離れた位置に保管場所(ロッカー等)がある場合も本取扱いの対象となり得ます。

No.	項目	意見の概要	考え方
		カーも含む。)との理解でよいか。また、その距離的限界はあるか(例えば、法務部は東京本社にあるが、ロッカーは大阪の支社にある場合)(電子データについても同様)。(団体)	
78	本取扱いの内容 (適切な保管)	規則案において特定通信の内容の秘密を保持するための措置が要件となっているが、指針案においてこれに関する記載がない。 これは事業者への制限規定であることから、事業者の予測可能性のために、指針に具体例を明記するか、規則における当該要件を削除すべきである。(弁護士)	御指摘の要件は、指針において「特定物件の内容を知る者の範囲がそれを知るべき者(事業者を代表して弁護士に相談する職責にある者又はその職責にあった者等)に制限されていたこと」とし、その具体例として「特定通信の内容を記録した物件の内容を知る者の範囲が法務部門の役員等に制限されていたこと」を示しています。
79	本取扱いの内容 (適切な保管)	特定通信の内容を知る者の範囲について、法務部以外の管理部門(例えば、コンプライアンス部等)又は事業部の従業員を含めて組成された社内調査のための特別チームが、課徴金減免対象被疑行為に関する社内調査に関与する場合、その従業員が「事業者を代表して弁護士に相談する職責にある者又はその職責にあった者等」に含まれるか明らかにすべきである。(弁護士)	御指摘のような場合も、知る者の範囲がそれを知るべき者に限定されていると確認され得ます。 他方、事業者の組織の在り方は様々であることから、御指摘の役員・従業員の担当・所掌事務の実態や対応等についての事業者の説明を踏まえ、個別に判断することとなります。 また、事業者の情報管理の在り方は様々であると考えますので、これを指針において一律に示すことは困難です。
80	本取扱いの内容 (適切な保管)	事業者が課徴金減免申請を行う前に、取締役会決議による承認を得るため、課徴金減免対象被疑行為に関する社内調査を担当した法務部等の従業員が取締役会に特定通信の内容を報告した場合であっても、「特定物件の内容を知る者の範囲がそれを知るべき者に制限されていた」と認められることを明らかにすべきである。(弁護士)	

No.	項目	意見の概要	考え方
81	本取扱いの内容 (適切な保管)	事業者の意思決定の参考とするため、得た法的意見は法務部を統括する役員以外の役員や、そのサポートを行う部署の従業員等にも共有する必要があるが、そのような関係者に法的意見を転送等することが可能か。可能であるとして共有先での情報管理の方法を明確化されたい。(事業者)	
82	本取扱いの内容 (適切な保管)	子会社等が、弁護士から取得した法的意見を引用し報告書を親会社等に提出した場合、親会社等を特定通信の内容を知るべき者に含めるべきである。改正独占禁止法では、グループ会社における親会社等の管理責任も前提に改正が行われている(電子データについても同様)。(団体)	今般の改正により、一定のグループ企業(完全子会社等)の売上額等が課徴金の算定基礎に追加されました。このように課徴金の算定基礎となり得るグループ企業であれば、完全子会社等とともに弁護士に相談し、法的意見を求めることで、新たな課徴金減免制度がより機能することとなると考えられます。そのため、グループ会社の役員等は、知るべき者に当たり得ます。
83	本取扱いの内容 (適切な保管)	特定通信の内容を知る者の範囲について、事業者の親会社の法務部員が、当該事業者の法務部を兼任して当該事業者の社内調査に関与した場合に、当該親会社の法務部員が「事業者を代表して弁護士に相談する職責にある者又はその職責にあった者等」に含まれるか明らかにすべきである。(弁護士)	グループ会社の役員等が知るべき者に当たるかは、グループ会社との関係性等についての事業者からの説明を踏まえ、個別に判断することとなります。
84	本取扱いの内容 (適切な保管)	事業者が得た法的意見を、当該事業者のホールディングカンパニーに、グループ管理上必要な範囲で開示し、開示を受けたホールディングカンパニーにおいて社内の文書管理規則に従い保管することは、適切な保管に当たるか。(事業者)	
85	本取扱いの内容 (適切な保管)	子会社が公正取引委員会の調査対象になった場合に、子会社が法律事務所とやり取りした内容を子会社が親会社に対して報告した場合は、秘匿特権の放棄とみなされるのか。(個人)	

No.	項目	意見の概要	考え方
86	本取扱いの内容 (適切な保管)	国際カルテル事案の対応においては、日本の弁護士とのやり取りは、外国弁護士にも共有する必要がある。そこで、国際カルテル案件においては、外国法弁護士を特定通信の内容を知るべき者に含めるその他の方法により、日本の弁護士との通信内容を事業者と外国弁護士が直接共有した場合においても、その通信内容は保護されることとすべきである（電子データについても同様）。（団体）	<p>外国弁護士等について、事業者と弁護士との間の通信の内容が外国弁護士等に共有されていたとしても、新たな課徴金減免制度をより機能させることに資する観点からその共有の必要性が認められることもあり得ることから、指針第2の4（2）を修正しました。</p> <p>外国弁護士等に通信の内容を共有した場合に本取扱いの対象となるか否かは、共有の必要性等についての事業者からの説明を踏まえ、個別に判断することとなります。</p>
87	本取扱いの内容 (適切な保管)	弁護士への相談とそれに基づく事業者内での検討は、法務担当部署だけでなく、被疑行為に関係する部署を含む事業者内の複数の部署にまたがって行われるものであり、保管の方法や内容を知る者の範囲についての厳しい限定は事業者の実態と乖離している。したがって、保管の方法等の具体的な手段を限定するのではなく、①特定物件であることを明確にして保管すること以上の保管場所の限定をしないこと、②「内容を知る者の範囲」に過度な限定を設けないこと、を求める（電子データについても同様）。（事業者）	<p>本取扱いにおいて、特定物件の保管場所を「弁護士に相談することを事務として取り扱う部署又は役員等が管理する場所に限る」としているのは、事業者による適切な保管の観点から、また、本取扱いの円滑な運用・利用の観点から、主要な検査対象となり得る事業部門の営業担当者等に本取扱いの対象となる物件を保管させるのではなく、法務部門で保管・管理することを求めるものです。</p> <p>「内容を知る者の範囲」は、特定物件が本取扱いの対象とされるべき秘密性の維持がなされていることを求めるものです。事業部門の営業担当者等は、事業者が弁護士に相談する際に同席し、具体的な内容等を補足説明することも考えられることから、そのような場合には特定通信を行った者として、「内容を知る者の範囲」に含まれると考えます。また、電子データについては、その内容</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
			<p>を知るべき者であれば、法務部門が管理している特定フォルダへのアクセス権限を付与することが可能ですので、法務部門で保管・管理をすることについて特段の支障は生じないと考えます。</p> <p>これら「保管場所」や「内容を知る者の範囲」は、本取扱いにおいて必要なものとなりますので、原案どおりとします。</p>
88	本取扱いの内容 (適切な保管)	運用開始前に作成された物件は、適切な保管の要件を満たしていない可能性がある。このような物件が、本取扱いにおいてどのように取り扱われることとなるのか、明らかにすべきである。(団体)	本取扱いの施行前に作成・取得した、特定通信を記録した物件は、本取扱いにおける適切な保管の要件を満たすような保管がなされていない場合が考えられます。そのため、事業者がこれらの物件について本取扱いを求める場合には、物件の表面その他の見やすい箇所に特定通信を記録したものである旨の表示を行うなどして、適切な保管の要件を満たすようにする必要があります。
89	本取扱いの内容 (適切な保管)	弁護士に法的助言を求める必要があるのは、非カルテル事案の場合が多いと思われる。本取扱いは、「課徴金減免対象違反行為の疑いのある行為に関する法的意見」に限られるため、非カルテル事案に関する法的意見を得る際には、表示方法、管理方法の適正化を図るインセンティブが働かないこととなる。(弁護士)	御指摘の表示・管理は、本取扱いと関わりなく、事業者が必要と認める対応を採るものと理解しています。
90	本取扱いの内容 (申出書及び概要)	特定行為者が、立入検査において公正取引委員会が留置する物件について、どの物件が本取扱いの対象となるかを正確	本取扱いは、特定物件について日頃から適切な管理が行われていることを前提としており、事業者は本取扱い

No.	項目	意見の概要	考え方
	文書の提出)	に直ちに知ることは不可能な場合が多いことから、本取扱いの対象となる可能性がある場合に、予備的に申出書を提出することが認められるべきである。(団体)	を求めるべき物件について把握していると考えますので、原案どおりとします。
91	本取扱いの内容 (申出書及び概要文書)	<p>事業者が、概要文書を作成するためには、特定物件の内容を了知している必要があるが、特定物件を提出した場合、作成が困難になる。この点は特定物件を閲覧謄写することで対応できると思われるが、特定物件の分量や謄写の実施日等によっては提出命令の日から2週間で概要文書を作成して提出することが困難な場合があり得るため、概要文書の提出期限は、指針案第7の2(2)にならって閲覧又は謄写の日から2週間とすべきである。</p> <p>仮に指針案を維持する場合、特定物件については予め概要文書を作成できるだけの情報をリスト化しておくことを要件とするに等しいため、その旨を何らかの形で説明した方が事業者にとっては分かりやすい。(弁護士)</p>	<p>本取扱いは、特定物件について日頃から適切な管理が行われていることを前提としており、概要文書は、原則として提出命令を受けた日から2週間以内に提出することを求めます。</p> <p>概要文書の提出期限の起算日を留置物件の閲覧又は謄写の日とした場合、審査の初動が遅れるなど実態解明機能に支障が生じるおそれがあります。</p> <p>また、概要文書の提出期限について柔軟に設定することとした場合、事業者間で取扱いに差異が生じ、不公平感が生じるおそれがあります。</p> <p>そのため、原案どおりとします。</p>
92	本取扱いの内容 (申出書及び概要文書)	概要文書の提出期限について、例えば、海外事業者等の場合、複数の国に担当者が点在することもあり、事情を勘案して期間は柔軟に設定すべきであるから、「公正取引委員会が設定する期間内(原則2週間)」とすべきである。(弁護士)	
93	本取扱いの内容 (申出書及び概要文書)	特定物件が多数にのぼるなどの事情から概要文書の作成に2週間又はそれ以上の期間を要するケースも多数生じると想定され、事業者が適切に対応できない可能性も否定できない。	

No.	項目	意見の概要	考え方
		概要文書の提出に際しては、提出期限の延長が適切に認められるように「特別の事情」につき柔軟な解釈・運用がなされることを要望する。(弁護士)	
94	本取扱いの内容 (申出書及び概要文書)	指針案では、概要文書の提出期限が2週間以内とされているが、この2週間という期限を延長すること又は個別の交渉の対象とすることを求める。大規模事件では何百万もの文書が提出命令の対象となるため、どの文書が秘匿特権対象か否かの判断には何か月もの時間が必要となる。(弁護士)	
95	本取扱いの内容 (申出書及び概要文書)	指針案が概要文書の提出に2週間の時間制限を設けているが、EUではそのような時間制限はなく、不必要に形式的であり、国際的な調査において求められる柔軟性を欠くものであるため、提出に関する形式的な時間制限について再考すべきである。(団体)	概要文書の提出期限を設けないこととした場合、概要文書の提出がなされない限り判別手続を開始することができず、判別手続の長期化や審査の初動が遅れるなど実態解明機能に支障が生じるおそれがあります。そのため、原案どおりとします。
96	本取扱いの内容 (申出書及び概要文書の提出)	概要文書の提出期限と第一次判別手続の期間は、ともに提出命令が行われた日から2週間以内とされており、時期が重複しているようである。したがって、時期的な不具合を回避するため、第一次判別手続は、申出書と概要文書が提出されてからとすべきである。(団体)	第一次判別手続においては、概要文書が提出されていることを確認することとしていますが、当該確認は概要文書の提出期限と第一次判別手続の期間が重複していても支障なく行うことができると考えますので、原案どおりとします。
97	本取扱いの内容 (申出書及び概要文書の提出)	概要文書記載事項の「特定物件の概要(作成・取得経緯)」(電子データは「特定データの概要」)については、弁護士と間の相談文書・回答文書であることが分かる程度のものが求められていると理解しているが、具体的にどのような記載	概要文書は、特定物件が本取扱いの対象となる理由を確認するための資料ですので、その観点から必要な概要(相談文書・回答文書であること、一次資料や事実調査資料でないことが分かる説明等)を記載してもらうこと

No.	項目	意見の概要	考え方
		を行えば足りるのか、記載例を示すべきである（電子データについても同様）。（団体）	を想定しています。特定通信の内容自体を詳細に記載することまで求めるものではありません。
98	本取扱いの内容 （申出書及び概要文書の提出）	概要文書において、特定物件の標題や概要を記載することとなっているが、特定通信の内容を明らかにする情報を記載するよう企業が要求されることがないようにすべきである。（団体）	記載例について、公正取引委員会のウェブサイトに掲載するなどして、示してまいります。
99	本取扱いの内容 （申出書及び概要文書の提出）	本取扱いに概要文書の内容を導入したことは、米国の実務と整合的である。しかし、米国の裁判所等では、概要文書の形式や、場合によっては概要文書が真に必要なかどうかは、状況によって異なる。概要文書の提出期限や形式について、本取扱いで定めるもののほか、代替的なものを検討すべきである。（団体）	概要文書の提出期限や記載事項をあらかじめ定めて明らかにしておくことは、本取扱いの円滑な運用・利用に資するものであると考えますので、原案どおりとします。
100	本取扱いの内容 （その他）	指針案第2の4（1）において、外国競争法に関する法的意見についての外国弁護士との通信の内容を記録した物件は、通常、提出命令の対象としない旨を記載していることを評価する。 しかし、特定被疑事件の調査に必要であると認められる場合が例外として除外されている。この例外は相当に幅広いと考えられるため、当該例外の記載を削除するか、実質的に狭めるよう求める。 また、外国競争法に関する法的意見についての外国弁護士との通信の内容を記録した物件を含む資料を留置した場合の	本取扱いは新たな課徴金減免制度をより機能させる等の観点から整備されるものであるため、その対象は課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見についての事業者と弁護士との間の通信であり、外国弁護士等による法的意見や外国競争法についての法的意見は本取扱いの対象となりません。そのため、御指摘のような取扱いを行うことは、本取扱いの趣旨に合致するものではないと考えます。 他方、外国弁護士等との間で行われた外国競争法に関する法的意見が記載された物件は、当該物件に事件に関

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>取扱いを明確化し、①事業者の意図に反して留置された場合、審査官が当該資料を閲覧しないようにし、②当該資料がどのように取り扱われ、閲覧されるかを示し、③当該資料が事業者に戻されることを保障する手続を加えるべきである。(団体)</p>	<p>連する一次資料や事実調査資料が含まれているなど事件調査に必要であると認められる場合を除き、提出命令の対象としない旨を示しています。</p> <p>なお、外国弁護士等の助言等について、それを参考に本取扱いの対象となる弁護士が自らの法的意見を記載しているなど、当該文書等が課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記載されたものと認められる場合には、本取扱いの対象となり得ます。</p>
101	本取扱いの内容 (その他)	<p>指針案が、外国弁護士による外国競争法についての助言に一定の保護を与えていることは有益である。しかしながら、その保護に付された制限、すなわち、「当該事件に関連する一次資料や事実調査資料…が含まれているなど当該事件の調査に必要であると認められる場合を除」いていることは、実務上この保護を無意味にさせることになり、少なくともこの保護を不安定なものとする。したがって、本取扱いの対象となる弁護士の制限について再考すべきである。(団体)</p>	<p>外国弁護士等について、事業者と弁護士との間の通信の内容を外国弁護士等と共有することのみにより一律に本取扱いの対象外となるものではないことを明らかにするため、指針第2の4(2)を修正しました。</p>
102	本取扱いの内容 (その他)	<p>「当該事件に関連する一次資料や事実調査資料が含まれているなど当該事件の調査に必要であると認められる」文書であっても、特定被疑事件に関連する外国競争法への対応に係る外国競争法に関する法的意見に関する部分については、提出命令の対象から除外する(当該文書のうち調査に必要な分に限って審査官へ引き継ぐ)扱いとすべきである。(弁護士)</p>	
103	本取扱いの内容 (その他)	<p>国際カルテル事件に関しては、企業は通常様々な競争法の観点から当該事件に関する助言を弁護士に依頼するため、一つの法的見解又は通信に、日本及び米国の競争法を含む複数</p>	

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>の競争法に基づく分析が含まれる場合がある。外国の競争法及び日本の競争法に関する助言を含む法的意見が記載された文書を原則として提出命令の対象とはしないこと、及びこの点に関する手続を明確にすべきである。（団体）</p>	
104	本取扱いの内容 （その他）	<p>外国弁護士との間の外国競争法に関する法的意見についての通信は提出命令の対象としない旨の記載があるが、当該法的意見に限らず、事業者が日本国内の「不当な取引制限」被疑事件の立証に係る事項について、日本法弁護士を經由して得た外国法弁護士の助言等についても、提出命令の対象とすべきではない。仮に、提出命令の対象とするとしても、秘匿特権の対象とすべきである。また、仮に、提出命令の範囲にそのような書類が含まれていると事業者が思料する場合の取扱い等を明示すべきである。（団体）</p>	
105	本取扱いの内容 （その他）	<p>外国競争法について外国弁護士との間で行われた通信については提出命令の対象外としているが、立入検査において提出を拒否できること及び誤って提出されてしまった場合に直ちに還付を受けられることを明確にするか、立入検査の時点で判断することが難しい場合には提出命令の対象外とされるための具体的な手続を明確にすることを求める（電子データについても同様）。（事業者）</p>	
106	本取扱いの内容 （その他）	<p>提出命令を受けて外国競争法に関する法的意見に関する通信を記録した物件を提出する場合、外国競争当局及び裁判手</p>	

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>続等との関係において、弁護士秘匿特権を放棄したものと評価されるおそれがある。したがって、審査官が特定被疑事件に関連する外国競争法への対応に係る外国競争法に関する法的意見に関する通信を記録した物件を提出命令の対象としたことが判明した場合には、速やかに当該物件を還付する旨を指針に明記すべきである。</p> <p>仮に、特定被疑事件に関連する外国競争法への対応に係る外国競争法に関する法的意見に関する通信を記録した物件が事業者に戻付されたとしても、その事実関係を証明する資料がなければ、外国の裁判手続において、弁護士秘匿特権を放棄したものと評価されるおそれがある。したがって、当該物件を提出命令の対象としたことが判明した場合には、速やかに当該物件を還付すると共に、「当該物件については、本来提出命令の対象とすべきではない文書であった」旨の文言を書面において回答すべきである。(弁護士)</p>	
107	本取扱いの内容 (その他)	<p>外国競争当局が同時並行して調査を行っている又は行うことが予想される課徴金減免対象被疑行為に関して事業者が社内調査を実施する場合には、弁護士が中心となって外国弁護士等と連携しながら各種対応を行うことが一般的である。そのため、特定被疑事件に関連する外国競争法への対応に係る外国競争法に関する法的意見であっても、特定行為者と外国弁護士等との間の通信において、弁護士を電子メールの宛先</p>	

No.	項目	意見の概要	考え方
		(CC や BCC を含む。)に含めるのが通例である。そのような通信を提出命令の対象としない運用となることを明らかにすべきである。(弁護士)	
108	本取扱いの内容 (その他)	指針案では、特定被疑事件に関連する外国競争法への対応に係る外国競争法に関する法的意見に関する通信又はこれを記録した物件であるか否かについて、立入検査を行う現場の審査官により判断され、判別官による判別手続及び還付手続の一連の手続は適用されない建付けであるように読める。外国競争法に関する法的意見に関する通信を記録した物件に該当するか否かの審査官の判断に対する不服申立ての方法について明示がないが、審査官の処分に対する異議申立て(規則第22条)の方法によって行うものと理解してよいか、明らかにすべきである。(弁護士)	御指摘の審査官の処分に対する異議申立ては、御指摘の場面にかかわらず、審査官の提出命令自体について不服がある場合には行うことができます。
109	本取扱いの内容 (その他)	外国弁護士とのコミュニケーションにつき、日本法弁護士との独占禁止法に関するコミュニケーションとは別の特定のアカウント・フォルダで管理・保存している場合には、原則として提出命令の対象外となるか。「当該事件の調査に必要である」場合には、審査官がその理由を事業者に説明の上、提出命令を行うとの理解でよいか。(団体)	御指摘の通信は本取扱いの対象とならないことから、提出を命じる場合の手続に通常と異なるところはなく、本取扱いにおける適切な保管が求められるものではありません。 なお、物件の提出命令は、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した範囲で行われるものであり、御指摘の通信を記録した物件を他の物件と区分して保管することは、審査官の当該判断に資することになると考えます。
110	本取扱いの内容 (その他)	外国競争法に関する法的意見について外国弁護士等との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件は提出命令の対象としないとのことだが、適切な保管等を行う必要はあるの	

No.	項目	意見の概要	考え方
		か。(事業者)	
111	本取扱いの内容 (その他)	<p>指針案では、「外国競争法に関する法的意見について特定行為者と外国弁護士等との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件については…提出命令の対象としない」とされている(「第2 本取扱いの内容」「4 その他(1)」)が、「外国弁護士等」とは具体的に何を指すのか明らかにすべきである。また、「提出命令の対象としない」とは、どのような取扱いになるのか、立入検査の現場ではどのようなやり取りになるのかを明文化すべきである。(団体)</p>	<p>「外国弁護士等」とは、指針第2(注5)において、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和61年法律第66号)に規定する外国弁護士及び外国法事務弁護士(外国法事務弁護士法人を含む。)」を総称したものであることを示しています。</p> <p>また、「提出命令の対象としない」とは、該当する物件については提出命令の対象とせず、したがって留置をしないという取扱いとなります。このような取扱いとなることは明らかであり、指針において明文化するまでもないと考えます。</p> <p>また、立入検査の現場でのやり取りについては、様々なことが行われ得るため、これを指針において一律に示すことは困難です。</p>
112	本取扱いの内容 (その他)	<p>指針案第2の4(2)において、事業者が公正取引委員会に本取扱いの申し出をする前又は後に、事業者が他の調査機関に物件を提出したとしても、本取扱いの適用に影響を及ぼさないことについて賛成する。</p> <p>より改善するため、次のことを指針で明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「提出等されていた」とあるが、他の行政機関への提出が本取扱いの求めを行う前のものに限られるものでは 	<p>「提出等されていた」とは、立入検査時(提出命令時)における特定物件の状況(過去における他の行政機関等への提出の有無)を示すものとして記載しています。提出命令後、判別手続中に特定物件が他の行政機関等へ提出等されることは想定していません。また、判別手続後(特定物件の還付後)における他の行政機関等への提出の有無は、本取扱いとの関係性がなく、言及する必要がありません。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>ないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「他の行政機関等」の範囲を明確にし、裁判所及び外国又は国際的な行政機関及び裁判所が含まれるかを明確にすること 「調査」の意味を明確にし、当該調査が同一の被疑行為に関連する独占禁止法違反の調査に限定されるか否かを明確にすること。 <p>(団体)</p>	<p>「他の行政機関等」には、裁判所や外国の行政機関・裁判所も含まれると考えます。</p> <p>「調査」とは同一の被疑行為に関連する独占禁止法違反の調査に限定されるものではありません。</p> <p>なお、指針第2の4(2)の記載については、内容をより明確にする観点から、修正しました。</p>
113	審査官による手続	<p>事業者が本取扱いを求めることができる旨を認識し、適切かつ適時にかかる求めを行うことができるように、立入検査等の実施時の事前説明において、本取扱いの概要等に関する説明を含めることとすべきである。(弁護士)</p>	<p>本取扱いについては、立入検査の際に審査官が事業者に交付する「独占禁止法違反被疑事件の行政調査手続の概要について〔事業者等向け説明資料〕」に追記し、立入検査に際して手交することとします。</p>
114	審査官による手続	<p>立入検査の際、審査官は、本取扱いの表示が付された物件に接した際は、事業者から本取扱いを求められる前であっても、当該物件を検査することを控えるなど、対象となる物件の内容を確認しないという取扱いを認めるような運用を行うべきである。(弁護士)</p>	<p>本取扱いは、事業者が日頃から対象物件を適切に管理していることを前提としています。本取扱いにおいて提出命令時に確認することとしている表示及び保管がなされていれば、審査官が物件の検査を控えるまでもなく、事業者は、適時に本取扱いの求めをすることができると考えます。</p>
115	審査官による手続	<p>判別官による第一次判別手続における確認手続が規定されていること及び事後に還付の要件を満たすことが判明してもそもそも救済の方法がないことから、特定物件に当たるとの判断は、表示と保管場所だけで機械的に行い、それ以上を立</p>	<p>本取扱いにおいて、立入検査時に審査官が事業者からの求めがあった物件について確認することは、御指摘のように当該物件の表示と保管場所となります。当該物件がこれらの適切な保管を満たすことを確認した場合に</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		入検査の場で確認することを避け、申出があった全ての物件を機械的に封印の上留置することとすべきである（電子データについても同様）。（弁護士）	は、提出命令を行うに際して申出書の提出を受け、当該物件の内容にアクセスすることなく封筒等に入れて封をした上で留置し、特定物件として取り扱うこととなります。
116	審査官による手続	審査官が封を解くことなく特定物件を判別官に引き継ぐとされているが、事業者が概要文書を作成する必要がある等の合理的理由で、写しをとることを認める旨を明示すべきである。（弁護士）	特定物件の閲覧及び謄写を認めることについては、規則第23条の5で明らかにしています。また、立入検査時や立入検査後において、留置物件の謄写を求めることは可能です（独占禁止法審査手続に関する指針（以下「審査手続指針」といいます。）第2の1（4）ウ）。
117	審査官による手続	審査手続指針には、弁護士の到着を理由に立入検査を拒むことができない旨が明確に記載されているものの、事業者が申出書の提出等を行うためには、弁護士からの法的助言が不可欠である。審査手続指針における当該記載は速やかに変更されるべきである。審査手続指針の変更を行わない場合であっても、少なくとも審査官が本取扱いの求めの是非を判断する時期については、弁護士が到着する時期までに後らせるような運用とするなど配慮いただきたい。（弁護士）	本取扱いは、事業者が日頃から対象物件を適切に管理していることを前提としています。本取扱いにおいて提出命令時に確認することとしている表示及び保管がなされていれば、弁護士の到着を待つまでもなく、事業者は、適時に本取扱いの求めをすることができると考えます。
118	審査官による手続	提出命令に応じたことが米国法上の弁護士・依頼者間秘匿特権の「放棄」とみなされかねない懸念がある。そのため、特定物件については、他の物件とは区別された形で、あくまで仮の意味付けを与えられた提出命令の対象とされるに過ぎず、審査官との関係でも引き続きその秘密は守られたままの	提出命令については、通常の手続による提出命令であるか、本取扱いに係る提出命令であるかを明らかにする観点から、本取扱い向けの提出命令の様式を用いることとします。

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>状態にあることを明確に認識し得る書式・実務が用意されるべきである（電子データについても同様）。（弁護士）</p>	
119	審査官による手続	<p>規則案及び指針案には、本取扱いの求めの是非に関する審査官の判断（事業者から本取扱いの求めがあった物件が指針案第2の2（1）及び（2）を満たすか否かの判断）に対する不服申立ての方法について明示していないが、審査官の処分に対する異議申立て（規則第22条）の方法によって行うものと理解してよいか、明らかにすべきである。</p> <p>また、事業者が本取扱いを求めたものの指針案第2の2（1）及び（2）を満たさないと審査官に判断された物件を提出した場合、外国競争当局及び裁判手続等との関係において、弁護士秘匿特権を放棄したものと評価されるおそれがある。したがって、審査官が、指針案第2の2（1）及び（2）を満たすにもかかわらず、当該物件を判別手続の対象としなかったことが判明した場合には、速やかに当該物件を還付する旨を指針においても明記すべきである。</p> <p>さらに、仮に、速やかに当該物件が還付されたとしても、その事実関係を証明する資料がなければ、外国の裁判手続において、弁護士秘匿特権を放棄したものと評価されるおそれがある。したがって、速やかに当該物件を還付すると共に、「当該物件を判別手続の対象とすべきであった」旨の文言を書面において回答すべきである。</p>	<p>本取扱いにおいて、立入検査時（提出命令時）に確認することとしている対象物件に係る表示及び保管場所が適切にされていた場合、審査官と事業者との間で判断に違いが生じることは通常ないと考えます。</p> <p>御指摘の審査官の処分に対する異議申立ては、本取扱いによるか否かにかかわらず、審査官の提出命令自体について不服がある場合には行うことができます。</p> <p>他方、審査官等が、異議申立ての係属する期間中、物件を閲覧できないものとするのは、審査の遅れにつながるものとなり、事件の実態解明に重大な支障を生ずるおそれがあることから、適当ではないと考えます。</p> <p>御指摘の諸外国におけるいわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権の放棄の点に関しては、独占禁止法研究会（平成29年4月25日報告書公表）において議論され、「少なくとも米国においては、一部の裁判所において、当局の命令を受けて提出する場合には秘匿特権は失われることはないとの判断が示されている」、「米国の裁判所等でそのような判断がなされた具体的な事実は本研究会では確認できなかった」とされていると承知しています。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>本取扱いの求めがあった物件が指針案第2の2（1）及び（2）を満たすか否かについて、事業者が異議申立てを行い、当該物件が「留置の必要がなかった」として還付されたとしても、その異議申立てが係属する期間中に審査官が本取扱いの求めがあった物件の内容を精査した場合、事業者が本取扱いによって得られる利益が恒久的に喪失するリスクがある。よって、当該期間中においては異議申立ての審査に係る公正取引委員会の職員等を除いて対象となる物件の内容を確認できないとする運用を行うよう配慮すべきである。（弁護士）</p>	
120	判別官の指定等	<p>指針案では、判別官は官房の職員から指定すると記載されているにすぎないが、判別官が上級の役員であり法曹資格などの専門的な資格を有しなければならない旨の最低要件を提示すべきではないか。また、判別官は、国際的に適用される弁護士依頼者間秘匿特権について世界中で一貫性を持って実施されるよう、十分な研修を受け経験を積んだ者であることが望ましい。（団体）</p>	<p>判別手続は、独占禁止法違反被疑事件の審査手続の一環として位置付けられるものであり、専門的知見に基づく判断が行われることによって迅速かつ正確な処理が図られると考えており、独占禁止法の知識を有し、かつ、実務に精通した公正取引委員会の職員により実施することが適当と考えます。また、判別手続に係る事件の調査に従事したことのある職員を指定しない、事件審査を担当しない官房の職員から指定することなどにより、判別官と審査官等との間の障壁（ファイアーウォール）を確保しています。</p>
121	判別官の指定等	<p>本取扱いの判別手続は、米国で非難されてきた「汚染チーム（Taint team）」又は「秘匿特権チーム（Privilege team）」の手続に類似している。審査官と一線を画しているとはいえ、判別官は公正取引委員会の職員であることから、秘匿特権を非常に限定的に判断する可能性がある。裁判所等の中立的な立場の者が判別を行うことにより、事業者が本取扱いを利用</p>	<p>なお、判別官には管理職級の職員を充てることを考えています。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		しやすくなると考えられる。(弁護士)	
122	判別官の指定等	米国においては、プリビレッジログの提出は裁判所に行われることで、客観的な判断が担保される。公正取引委員会の同一組織内に特定物件を開示することは、米国等の海外での訴訟などにおいて、秘匿特権の放棄とみなされ、秘匿特権が認められない可能性が高い。海外で同等の保護が受けられることを担保するため、判別官は裁判所など公正取引委員会から独立した機関に委ねるべきである。(個人)	
123	判別手続	特定物件の中に、特定通信と対象外文書等が混在している場合があり得るが、このような場合、指針案第4の2(2)イは、対象外文書等の写しを提出させることとしているので、適正手続の要請と実態解明機能のバランスを図ったものとして妥当である。(弁護士)	賛同の御意見として承ります。
124	判別手続	対象外文書等の写しを判別官と審査官に提出することとなっているが、一つ一つの文書等について写しを2部準備するのは煩雑であるので、他の運用方法を検討すべきである。また、必ずしも「写し」を提出させる必要はなく、当該文書等を特定可能な方法で明示すれば足りるのではないか。(団体)	特定物件に対象外文書等が含まれていた場合、対象外文書等の写しの提出等があれば、引き続き当該特定物件全体を還付の対象として取り扱うこととなります。これは、当該対象外文書等から得られる情報と同一の情報が提出されることを前提としています。そのため、対象外文書等の写しの提出等が必要です。他方、写しを2部準備することが煩雑であるとの意見を踏まえ、原則として、1部でよいこととするため、指針第4の2(2)イを修正しました。

No.	項目	意見の概要	考え方
			<p>なお、当該写しは、判別官から審査官に共有されることとなります。</p>
125	判別手続	<p>指針案では、第二次判別手続について「第一次判別手続が終わった日から原則として6週間以内に…確認を行うものとする」とされている（「第4 判別手続等」「2（2）」）が、事業者が起算日を把握できるようにするため、「第一次判別手続が終わった日」を特定行為者に対して遅滞なく書面で通知すべきである。（団体）</p>	<p>判別手続においては、適切な判別がなされるよう、判別官と事業者とが密にコミュニケーションをとることを想定しています。その中で、書面で通知するまでもなく、事業者は第二次判別手続の開始について把握することができると思います。</p>
126	判別手続	<p>規則案及び指針案は、判別手続において、事業者又は弁護士が申出書及び概要文書以外の文書を提出できるか否か、及び事業者又は弁護士が判別官と協議・相談を行うことができるか否か、明確にはしていない。概要文書提出後に初めて明らかになった事実など申出書及び概要文書には現れない事由を判別官に対して説明する必要性が生じた場合、事業者又は弁護士が申出書及び概要文書以外の文書を提出すること又は判別官との協議・相談を行うことを柔軟に認めるべきである。（弁護士）</p>	<p>判別手続においては、適切な判別がなされるよう、判別官と事業者とが密にコミュニケーションをとることを想定しています。その中で、お尋ねのような、判別官に対する説明等を行うことは可能です。</p> <p>また、規則・指針において、判別官は、判別手続を行うために必要があると認めるときは、特定行為者に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることとしており、申出書及び概要文書以外の文書の提出があり得ることを示しています。</p>
127	判別手続	<p>指針案では、第二次判別手続について「特定物件が、前記第2の2（2）及び（3）を満たすことを確認する」とされている（「第4 判別手続等」「2（2）エ 適切な保管の確認」）が、具体的にどのような確認行為を予定しているのか明文化すべきである。（団体）</p>	<p>御指摘の第二次判別手続における確認について、指針第2の2（2）及び第2の2（3）の内容により、それぞれ具体的に記載していると考えますので、原案どおりとします。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
128	判別手続	指針案では、判別官が特定通信の内容を記録したものかどうか判断できない場合どうするのか、明らかではないため、明確な規定を設けるべきである。(団体)	指針案において、「判別官は、前記第4の2(1)アからウまで又は同(2)アからオまでのいずれかの該当性が明らかでない場合には、その旨を特定行為者に対して連絡し、当該特定物件の取扱いについての対応(記載内容の誤りに関するもの等を含む。)を確認する」(第5の2(1))ことを明らかにしています。 なお、判別手続における特定行為者と判別官との間の確認であることが明確になるように、当該記載の位置を第4の3に修正しました。
129	判別手続	指針案では、「審査官等は、特定物件について、後記(1)及び(2)の確認を行っている間及び当該確認がされたときは、当該特定物件を閲覧せず、又は謄写しないものとする」とされている(「第4 判別手続等」「2 判別手続」)が、「審査官等」が具体的に何を指すのか明文化すべきである。また、当記述は、「第3 審査官による手続」の末尾に置く方が分かりやすく適切である。(団体)	「審査官等」とは「審査官その他の当該事件調査に従事する職員」であり、このことは、指針第1において示しています。
130	判別手続	EUでは、弁護士秘匿特権の対象となるかを判別する手続について、調査チームと秘匿特権の紛争に対応するチームで明確な区分はないが、多数の安全装置を用意している。判別手続における判別官の確認等に何らかの見解の相違があった場合には、裁判所等が判断を行うまで特定物件に保護措置を講じ、審査官が閲覧できないようにすべきである。(団体)	本取扱いでは、判別官が審査官に引き継いだ特定物件について、事業者が還付の求めを行い、これが却下された場合は、この却下を審査官による処分と捉え、訴訟や異議申立てができるものと考えます。 なお、御指摘のように審査官等が閲覧できないものとする場合は、審査手続の遅れにつながり、事件の実態解

No.	項目	意見の概要	考え方
			明に重大な支障を生ずるおそれがあることから、適当ではないと考えます。
131	判別手続	指針案では、判別官が確認した文書の内容の秘密を保持する義務があるのか、明らかではないため、明確な規定を設けるべきである。(団体)	判別官を含む公正取引委員会の職員には、御指摘の規定を設けるまでもなく、独占禁止法や国家公務員法の規定に基づく守秘義務等が課せられており、これらを遵守することが求められています。
132	判別手続	指針案では、対象外文書等として一次資料、事実調査資料などが示されている。このような事実関係が記載された資料や、事実関係を裏付ける資料は、公正取引委員会が実態解明を行う上で重要な資料である。独占禁止法を執行するためには実態解明が適切になされることが前提であり、実態解明機能が阻害されることのないように制度設計されるべきであるから、これらを本取扱いの対象外とすることは適切である。(個人、弁護士)	賛同の御意見として承ります。
133	判別手続	事実関係が記載された資料や、事実関係を裏付ける資料は、公正取引委員会が実態解明を行う上で重要な資料であるから、これらを本取扱いの対象外とすることは適切である。(弁護士)	
134	判別手続	役員等の陳述に対してインタビュアーである弁護士の印象又は評価等を加えて弁護士が作成したヒアリング記録は、米国では、仮に弁護士・依頼者間秘匿特権の対象とならない場合であってもワークプロダクトの法理により保護の対象とし	被疑行為に係る事実について、弁護士との相談に用いられたことにより実態解明のための調査に使用できなくなるとすれば、実態解明機能を阻害することとなります。そのため、対象外文書等の例示として、「事実調査資料」

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>て取り扱われている。</p> <p>国際水準との整合性を図るなどするため対象外文書等の例示のうち「弁護士」との記載を削除するか、又は少なくとも「弁護士、特定行為者の法務部門に所属する役員等が課徴金減免対象被疑行為に関与したとされる役員等に対して行ったヒアリング記録」に「但し、ヒアリングにおける役員等の陳述に対する弁護士の印象又は評価等を加えて弁護士が作成したヒアリング記録は含まれない。」との記載を加えるべきである。(弁護士)</p>	<p>を掲げています。例えば、役員等に対するヒアリングにおいて役員等が発言したことを記録したものの自体は、事業者と弁護士との間の法的意見についての通信とはいえ、このことを明らかにするために、ヒアリング記録を「事実調査資料」の例として掲げています。</p> <p>他方、本取扱いでは、事実に関する記載が含まれているかといった形式的なことのみによって判断するものではなく、例えば、弁護士が、ヒアリングなどにより調査して得た一定の事実を記載するとともに、その事実関係を前提に、それを評価した法的意見を記載しているなど、全体として課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見についての弁護士との相談文書・回答文書に当たるものは、本取扱いの対象となり得ます。</p> <p>これらのことが明らかになるよう、指針第2の1（注7）及び第4の2（2）イ（イ）を修正しました。</p>
135	判別手続	<p>指針案では、ヒアリング記録や報告書は秘匿特権保護の範囲には含まれていないが、これはあまりにも広義である。弁護士が事業者の従業員から供述聴取をして作成するヒアリング記録や報告書は、ただ単に事実のみを反映しているものではない。弁護士は、聴取対象者が話した事実がどのような法的意味合いをもつのかという点を記録することも多い。この種の文書はケース・バイ・ケースで評価すべきであり、部分的な編集を行うことで、秘匿特権の対象となる純粋な法的助言を保護するという目的は達成されると考えられる。(弁護士)</p>	
136	判別手続	<p>社内調査結果やヒアリング記録等は、事業者が弁護士から法的助言を得るに当たってその相談内容の一部として行われた社内調査結果等であれば、特定通信の内容を記録した文書</p>	

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>等を含むべきである。</p> <p>対象外文書等の例にあるような文書であっても、その形式的な存在形態のみによって対象外文書等と判断されるべきではない。（弁護士）</p>	
137	判別手続	<p>一次資料を除外することは理解できるが、弁護士が行った役員等へのヒアリング記録を含む事実調査資料、他法令等に関する法的意見の内容を記載した文書等を除外することについては強く反対する。①それらを対象から除外とすると、事業者による調査協力実施の判断に大きな影響を与え得る、②事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信は、日本法の課徴金減免制度に関わるものと関連性のある他法令をも含めて事業者が相談していることが通常である、③そもそも弁護士への相談は、前提となる事実があって初めて可能となるものである、ためである。（団体）</p>	
138	判別手続	<p>他法令等に関する法的意見の内容を記載した文書等を除外しているが、法律意見書には独占禁止法を含めて多方面の法律について分析するものが多く、課徴金減免対象被疑行為に関するものに限定する法律意見書に限ることは実務的ではないため、当該除外の記載は削除すべきである。（弁護士）</p>	<p>課徴金減免対象被疑行為に関する法的相談以外の相談は、新たな課徴金減免制度をより機能させる等の本取扱いの趣旨に合致するものではないため、対象外文書等の例として、他法令等に関する法的意見の内容を記載した文書等を掲げています。これらを対象外文書等の例から除いた場合、本取扱いの対象とならないものが、本取扱いの対象となり得ると受け止められるおそれがあることから、原案どおりとします。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
139	判別手続	<p>弁護士の回答は、明白な検査妨害行為を指示するもの以外は広く保護されるべきである。弁護士から「独占禁止法上問題となる可能性は低い」との助言を受けた上で行った行為が、結果的に公正取引委員会から違法と認定された場合、当該助言は違法行為を「行うことを容易にする」ものと解釈されるおそれがある。そのため、「検査を妨害すること等に関するものではないこと」として「課徴金減免対象違反行為を行うこと若しくは行うことを容易にする……ものではないこと」との記載は削除し、検査妨害行為に関する回答のみを本制度の適用対象から除外すべきである。（団体）</p>	<p>課徴金減免対象違反行為を「行うことを容易にすること」とは、改正後の独占禁止法第7条の3第2項第3号を参考としたものであり、例えば、公正取引委員会の調査があった場合に備えた証拠破棄に係る計画・準備などを想定しています。御指摘のような削除を行い、このような行為を許容することは本取扱いの趣旨に合致するものではないことから、原案どおりとします。</p> <p>他方、弁護士が「独占禁止法上問題となる可能性は低い」との法的意見を伝えたとしても、通常、そのことのみで課徴金減免対象違反行為を「行うことを容易にすること」には当たらないと考えます。</p>
140	判別手続	<p>本取扱いの内容を定めるに当たっては実態解明機能が損なわれることのないよう制度設計されるべきである。</p> <p>また、公正取引委員会が十分機能してこそ経済取引の公正が実現するのであるから、本取扱いの運用に当たっては、実態解明機能を阻害することのないよう適正に運用されることが必要である。特に、判別手続における「特定通信の内容を記録した物件」や「適切な保管」の確認に当たり、その範囲が拡大解釈されることのないよう、厳格な判断がなされることを求める。本取扱いによって、実態解明に支障が生じ、消費者の利益が侵害されることのないようにしていただきたい。一般消費者にとって、独占禁止法違反に係る行政調査は、健</p>	<p>御指摘も踏まえつつ、適切に運用してまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		全な市場競争の早期回復とそれによる消費者利益の確保の視点から期待される。(個人, 弁護士)	
141	還付手続	規則案第23条の3第1項では、「特定物件について、次の各号のいずれも満たすことが確認された場合には、留置の必要がなくなったものとして、事件の終結を待たないで、これを還付するものとする。」と規定されているが、①「留置の必要性」は本取扱いとは何ら関係がなく、②判別官が確認する要件に「留置の必要性に関するもの」はないため、「留置の必要がなくなったものとして」の文言を削除すべきである。(団体)	御指摘の規定は、特定物件の還付について「留置の必要がなくなったものとして」(規則第23条の3第1項)扱い、還付することを示すものです。
142	還付手続	指針案では、特定行為者への確認について「判別官は、…いずれかの該当性が明らかでない場合には、その旨を特定行為者に対して連絡し、…を確認するものとする。この確認等は、判別手続の期間内に行うものとする。」とされている(「第5 還付手続等」「2(1) 特定行為者への確認等」)。しかし、これは判別手続における特定行為者と判別官の間の要件該当性についてのやり取り(質問と回答など)であり、還付手続や審査官への引継ぎの問題ではないため、当該記載は「第4 判別手続等」「2 判別手続」の(2)の後に記載すべきである。(団体)	御指摘を踏まえ、判別手続における特定行為者と判別官の間の確認であることが明確になるように、当該記載の位置を第4の3に修正しました。
143	還付手続	指針案第5の1において、要件を満たすと確認できた特定物件を判別官が還付するとしているが、規則中にはそれを可	判別官が要件を満たすと確認し、封筒に入れて封をした特定物件については、審査官が規則第23条の3第1

No.	項目	意見の概要	考え方
		能とする根拠規定がない。このままでは、還付の権限を有する審査官ではなく、かかる権限のない判別官が還付をすることになり、違法行為になると思われるため、そのための手当てを規則に規定すべきである（電子データについても同様）。 （弁護士）	項の規定により留置の必要がなくなったものとして速やかに還付することになります。
144	審査官への引継ぎ等	判別官から事業者の確認の連絡が行われた場合には、回答準備に要する合理的な期間を考慮し、事業者の意見も踏まえ適切な回答期限が設定されるとの理解でよいか。（団体）	判別手続においては、適切な判別がなされるよう、判別官と事業者とが密にコミュニケーションをとることを想定しています。その中で、お尋ねの期間について、事業者の意見と判別手続の実施期間を考慮して適切に設定することとなります。
145	審査官への引継ぎ等	判別官は、特定物件について「いずれかを満たさないことを確認した場合には、その旨及びその理由を特定行為者に通知する」こととされている（規則案第23条の4第5項）が、その通知の方法については規定されていない。還付請求を行う前提として、判別官の判断理由を正確に把握するため、判別官による通知は書面による通知とすべきである。 （団体、弁護士）	判別官が特定物件について本取扱いの要件を満たさないことを確認した場合、その理由を通知することとしています。その通知では、いずれの要件を満たしていないのかを示します。
146	審査官への引継ぎ等	判別官から審査官へ引継ぎの際、事業者への通知書面には、事業者が還付請求を行うべきかを合理的に判断できる程度に対象物件でない判断した理由が記載されるとの理解でよいか。（団体）	
147	審査官への引継ぎ	特定物件が審査官に引き継がれると、その後には還付を受け	判別手続においては、適切な判別がなされるよう、判

No.	項目	意見の概要	考え方
	等	<p>られたとしても弁護士との相談を秘密にするという目的が達せられないので、審査官への引継ぎの前に、判別官による確認の結果について事業者へ通知されること及び事業者からの異議申し立ての機会を設けることを求める（電子データについても同様）。（事業者）</p>	<p>別官と事業者とが密にコミュニケーションをとることを想定しています。その中で、判別官は、判別手続において特定物件が要件を満たすことが確認できない場合には、判別手続の期間内に、その旨を特定行為者に対して連絡し、当該特定物件の取扱いについての対応を確認することとしています。</p> <p>そのため、当該コミュニケーションに重ねて、御指摘のような通知、異議申し立ての機会を設ける必要はないと考えます。</p>
148	審査官への引継ぎ等	<p>判別官が本取扱いの要件を満たさないと判断した物件について、審査官へ引き継がれる前に判別官の判断について異議申し立てを行えるよう、当該物件の審査官への引継ぎ期限を延長すべきである。また、当該物件が審査官へ引き継がれた後に特定物件について還付請求がなされた場合、事業者への還付の必要性を判断するのは審査官以外の者とすべきである。（団体）</p>	<p>判別手続においては、適切な判別がなされるよう、判別官と事業者とが密にコミュニケーションをとることを想定しています。その中で、判別官は、判別手続において特定物件が要件を満たすことが確認できない場合には、判別手続の期間内に、その旨を特定行為者に対して連絡し、当該特定物件の取扱いについての対応を確認することとしています。</p> <p>そのため、当該コミュニケーションに重ねて、御指摘のような異議申し立ての機会、審査官への引継期限を設ける必要はないと考えます。</p> <p>また、特定物件の還付請求に対しては、当該物件の留置が必要かという観点から判断するため、審査官以外の者がこの観点から対応することはできません。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
149	審査官への引継ぎ等	要件を満たさないと判断された物件は封を解かれた状態で審査官に引き継がれるため、当該物件について、審査官はその内容を知ることができ、謄写することも可能となる。そうすると、当該物件の還付請求を行い、その却下決定に対して、公正取引委員会への異議申立て又は取消訴訟を行うことができ、仮にこれが認められ還付を受けたとしても、審査官が実質的には既に心証を形成し得るという意味で企業にとって秘匿特権のメリットが減殺されるだけでなく、特定物件につき、審査官が封をした上で提出命令をすることを公認することになるという弊害もあり得る。そのため、当該物件について還付の請求を可能とする以上、還付請求に対する公正取引委員会又は裁判所の判断が確定するまでは審査官が当該物件にアクセスできないようにする制度的工夫をすべきである（電子データについても同様）。（弁護士）	御指摘の判断が行われるまで審査官等が閲覧等できないものとするのは、審査手続の遅れにつながり、事件の実態解明に重大な支障を生ずるおそれがあることから、適当でないと考えます。
150	審査官への引き継ぎ等	事業者において、判別官及び審査官による特定物件に係る判断に疑義がある場合、事業者による異議申立て又は取消訴訟に係る判断がなされるまでは、審査官による当該特定物件の閲覧・謄写は認められない旨を定めるべきである。（弁護士）	
151	審査官への引継ぎ等	指針案は、本取扱いの適用可能性が不明である場合には、判別官が特定物件を審査官に引き継ぐという仕組みを規定して（第5の2）、審査官は当該特定物件の「留置の必要性」につ	判別官から審査官に引き継がれる物件は、判別官が本取扱いの対象とならないことの確認を終えた物件であって、本取扱いの対象となるか否かが明らかでない物件で

No.	項目	意見の概要	考え方
		いて検討するとしている（第5の3）。この取扱いは、判別官が疑問を持つ場合に調査官に秘密性の保護を破る権限を本質的に与えるものであり、手続の法的透明性を担保するため、本取扱いの適用可能性が不明な場合の審査官への引継ぎについて再考すべきである。（団体）	はありません。
152	特定行為者による還付の請求への対応	判別官の判断に対する不服申立ての手段を明確にし、その上で判別手続全体から恣意的な判断のおそれが排除されているか検証すべきである。（弁護士）	判別官の判断自体には処分性は認められず、訴訟や異議申立ての対象にはならないと考えます。
153	特定行為者による還付の請求への対応	フランスにおいては、調査の実施、特に職業上の秘密により保護される文書の押収に対して、法に基づき異議を申し立てることができる。公正取引委員会も、事業者に対し、判別官の決定に異議を唱えるための同様のメカニズムを提供すべきである。（団体）	他方、判別官が審査官に引き継いだ物件について、事業者は還付請求でき、審査官がこれを却下する場合には規則第22条第1項の規定に基づく異議の申立て又は行政事件訴訟法の規定により取消訴訟を提起することができると考えます。また、指針において、還付請求の却下の際に、異議申立て等ができる旨を教示することを示しています。
154	特定行為者による還付の請求への対応	規則案及び指針案は、判別官が行う判断に対する不服申立ての方法について明示していないが、事業者による還付請求に対する却下通知と同様に、異議申立て（規則第22条）又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による取消訴訟の提起の方法によって行うものと理解してよいか、明らかにすべきである。（弁護士）	
155	特定行為者による還付の請求への対応	審査官による還付請求の却下は処分に該当すると理解しているが、当該処分は行政手続法に定める処分の理由開示の対象となるか。もし、ならないのであれば同等の理由の開示が	審査官による還付請求の却下は、処分であると考えます。かかる処分について、独占禁止法第70条の11の規定により、行政手続法第三章の規定の適用が除外され

No.	項目	意見の概要	考え方
		なされるか。(団体)	<p>ていることから、行政手続法上の理由開示の対象とはなりません。</p> <p>他方、審査官が還付請求を却下する旨の通知を特定行為者に対して行う際の文書には、処分に理由を付す趣旨等に照らし、必要な範囲で理由を記載します。</p>
156	特定行為者による還付の請求への対応	<p>還付されるべき特定物件が審査官に引き継がれてしまった場合、事業者からの還付の請求に対しては指針案第4の2の判別手続と同様の基準で判断されることを明確にすることを求める。また、この場合に審査官が特定物件に触れずに審査等がなされるための具体的な手続(審査官の入れ替え等した上での再審査などの手続など)を明示することを求める(電子データについても同様)。(事業者)</p>	<p>特定物件の還付請求に対しては、当該物件の留置が必要かという観点から判断することとなります。この判断は、事件を担当している審査官が当該物件の内容を確認しなければ行うことができないものですので、原案どおりとします。</p> <p>判別手続においては、適切な判別がなされるよう、判別官と事業者とが密にコミュニケーションをとることを想定しています。その中で、判別官は、判別手続において特定物件が要件を満たすことが確認できない場合には、判別手続の期間内に、その旨を特定行為者に対して連絡し、当該特定物件の取扱いについての対応を確認することとしています。</p> <p>そのため、当該コミュニケーションを重ねて、御指摘のような手続を設ける必要はないと考えます。</p>
157	特定行為者による還付の請求への対応	<p>指針案では、判別を終えた物件を審査官に引き継ぐ手続等が記載されているが、行政訴訟事件法に基づく抗告訴訟の係属中、又は規則第22条第1項に基づく異議申立ての係属中、</p>	<p>判別官による判別を終えて審査官に引き継がれた物件を審査官が事件審査のために用いることについて、規則・指針に特段規定していませんが、審査官による事件審査</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		審査官が物件を審査することができるのかどうか明らかではないため、明確な規定を設けるべきである。(団体)	が制限されないことは明らかと考えます。
158	特定行為者による還付の請求への対応	指針案では、取消訴訟の結果、却下処分が取り消された場合に、当該物件を行政調査手続において事実認定の基礎にすることはできないとの記載が存在しない。却下処分が取り消された場合に、当該物件を行政調査手続において事実認定の基礎にすることはできないことを指針に明記すべきである。(団体)	御指摘の場合には、当該物件は事業者に戻付されているため、認定した事実の立証のための証拠として用いることは物理的にできません。この点、他の手続により還付された物件についても特段記載しておらず、原案どおりとします。
159	特定行為者による還付の請求への対応	規則第22条が規定するのは、審査官がした独占禁止法第47条第1項各号の処分に対する異議申立てだが、指針案が規定する還付請求の却下行為は、留置の必要があるから還付しないと決定であり、審査官による独占禁止法第47条第1項各号による処分に当たるのか疑義がある。元来、規則第17条は、提出命令をした物件につき取り調べをした結果、留置し続ける必要性がなくなった場合の還付を規定するものであり、これを処分とする理解はこれまで見られなかったと理解している。審査官による還付請求の却下を処分と捉えれば、独占禁止法第47条第1項各号の処分も、取消訴訟の提起が認められるという解釈となる。(弁護士)	還付請求の却下の処分該当性については、最終的には裁判所の判断によるため確たることは示せませんが、公正取引委員会としては審査官による処分に該当し、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟等の対象となると考えます。 なお、他法令において還付請求の却下が処分として扱われた裁判例があると承知しています。
160	特定行為者による還付の請求への対応	規則22条により、事業者が特定物件の留置の必要性を争うための異議申立てができるとしても、審査官が提出命令の対象とするとの判断をしている以上、留置の必要性が否定さ	判別官の判断自体には処分性は認められず、異議申立ての対象にはならないと考えますので、御指摘の制度を設けることは考えていません。

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>れることはほとんどないと考えられる。また、仮に取消請求訴訟が提起できるとしても、留置の必要性の有無は公正取引委員会の裁量的な判断に当たると思われるため、事業者は裁量権の濫用に当たるとを立証しなければ裁判所により取り消されることはないとする。そのため、規則において、規則22条とは別の異議申立て制度を設けるべきである。(弁護士)</p>	
161	<p>特定行為者による 還付の請求への対応</p>	<p>還付請求却下決定を独占禁止法第47条第1項の処分の一つとし、それに対して公正取引委員会への異議申立てを認めるのであれば、かかる処分については当該異議申立てをすることなく、直接取消請求訴訟を提起することが可能と解すべきである。また、当該異議申立て却下決定に対する取消請求訴訟が可能であれば、留置物返還請求訴訟(特定物件に限られない)、独占禁止法第47条第1項各号の処分の無効確認訴訟、差止請求訴訟、義務付け訴訟も可能となるはずなので、取消訴訟に限定せず、抗告訴訟が可能となる旨を教示すべきである。(弁護士)</p>	<p>還付請求の却下について、取消訴訟を提起することができる旨を教示することを指針に示しています。</p> <p>他方、行政事件訴訟法によれば、教示の対象は取消訴訟とされていますので、原案どおりとします。</p>
162	<p>特定行為者による 還付の請求への対応</p>	<p>還付の請求の却下決定につき、行政事件訴訟法による取消訴訟を提起できるのであれば、それ自体は歓迎される事態だが、特定行為者にその旨教示する以上、行政事件訴訟法による取消訴訟が可能であるとする法的根拠を明らかにすべきである。また、留置物の謄写を認めないとの審査官の判断が処</p>	<p>還付請求の却下の処分該当性については、最終的には裁判所の判断によるため確たることは示せませんが、公正取引委員会としては審査官による処分に該当し、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟等の対象となると考えます。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		分に当たらないとした過去の異議申立てへの考え方等に沿ったものであることを明確にすべきである。(弁護士)	<p>なお、他法令において還付請求の却下が処分として扱われた裁判例があると承知しています。</p> <p>還付請求の却下と留置物の謄写請求の却下とは性質を異にするものと考えます。</p>
163	閲覧又は謄写の手続	規則案では、閲覧・謄写について、「事件の審査又は判別官の確認」と読み替えることとし(第23条の5)、指針案では、「事件の審査又は判別手続における判別官の確認に支障を生じない範囲で…認めるものとする」とされている(「第6 閲覧又は謄写の手続」)。しかし、閲覧・謄写によって「事件の審査」に支障が生じることは考え難いため、規則及び指針の「事件の審査又は」との文言を削除すべきである。(団体)	例えば、特定物件の内容が検査を妨害すること等に関するものであると考えられる場合には、その特定物件の閲覧・謄写により事件の審査に支障が生じることが考えられます。そのため、原案どおりとします。
164	電子データへの対応	指針案の要件に適合するように対応する手間と費用は膨大であり、電子データでは更に増大することは不可避である。電子データの場合どうしても他文書と一括で保管せざるを得ないため、対象外文書を除外する上での負担が大きく、そうであれば電子データを残さない方がいいと考える企業が多くなるおそれがある。(弁護士)	<p>本取扱いの対象となる特定通信は、課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について課徴金減免対象被疑行為をした事業者が弁護士に対して秘密に行った相談又はそれに対して当該弁護士が秘密に行った回答に限られます。</p> <p>また、本取扱いは、事業者が日頃から対象物件を適切に管理していることを前提としています。</p> <p>そのため、原案どおりとします。</p>
165	電子データへの対応	「特定通信の内容を記録したものである旨の表示」の記載は柔軟に解すべきである。電子メールの件名には、弁護士に	本取扱いの対象となる電子データは、審査官がその内容にアクセスしないようにするため、また、本取扱いの

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>相談するための情報収集の一環で、どのような社内当事者をも想定して「Privileged and Confidential」といった表示をすることも多く、件名、文書冒頭又は末尾の署名欄のいずれかに、このような記載があれば足りるとすべきである。（団体、弁護士）</p>	<p>円滑な運用・利用のため、ファイル名（電子メールの場合は件名）に、一般的に用いられ得る表示ではなく、特定通信の内容を記録したものである旨の表示がされていることが必要になります。ファイルや電子メールの本文中にのみ表示をすることは、審査官がその内容にアクセスしてしまうおそれがあります。</p> <p>そのため、原案どおりとします。</p>
166	電子データへの対応	<p>特定通信は、事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者と弁護士との間の秘密に行われた通信とのことであり、電子メールであれば特定のメールアカウントで管理して保存する必要があるとのことだが、法務部が弁護士と相談する職責にあるとした場合、弁護士との電子メールは、法務部と弁護士との間のみで行う必要がある（他部署の者をCCにも入れない）、かつ、他の案件には使用しない特別のメールアカウントを作成してそれを使用する必要があるということか。弁護士、法務部門のほかに、相談の趣旨を補足的に説明し得る対象となる事業担当者が事実確認のためにCC等で宛名に加えられる場合であっても、弁護士に相談するための情報収集目的での当該事業担当者との交換メールに含まれる表記の付されたものは対象とされたい。（団体、事業者）</p>	<p>例えば、事業者が弁護士に相談するに当たり、課徴金減免対象被疑行為を行っていた事業部門の担当者を特定のメールアカウントの共有者に含め、具体的な内容等を補足説明させる場合、当該担当者も「内容を知る者の範囲」に含まれると考えます。</p> <p>また、特定のメールアカウントは、担当者や特定事案ごとに設けたり、1つの特定のメールアカウントを複数の担当者や複数の特定被疑事件で共有したりすることも可能であると考えます。</p>
167	電子データへの対応	<p>「（電子メールの場合は特定のメールアカウントで管理）」とされているが、本取扱いを受けるための専用アカウントを</p>	<p>電子メールは、メールシステムの仕様等によっては、メールサーバ上で保存されたり、1つのファイルに複数</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>設けて、当該専用アカウントで発受信したメールのみを対象とする趣旨であれば厳格に過ぎる。メールアカウント自体は専用アカウントでなくとも特定データ専用のフォルダに分けて保管されていれば足りると考える。(弁護士)</p>	<p>の電子メールが保存されたりするため、各役員等が対象となる電子メールを送受信する都度、特定のフォルダに保存することが煩雑・困難となる場合があると承知しています。このため、本取扱いでは、特に、本取扱いの対象となる電子メールを特定のメールアドレス（対象とならない電子メールを利用するアカウントとは異なるアカウント）で管理することを求めています。</p> <p>電子メールが特定のメールアドレスで管理されていれば、対象とならない電子メールと区別して保存されることになり、審査官がその内容にアクセスしないようにできると考えます。</p>
168	電子データへの対応	<p>電子データの適切な保管について、指針案では、「電子メールの場合は特定のメールアドレスで管理」されていることが必要とされている。しかし、事業者は、弁護士との間で日々多様な案件について電子メールのやり取りを行っているものであり、対象案件と他の案件とでメールアドレスを使い分けるのは極めて困難である。また、電子メールは送信者や用語等によるソート・検索機能によって区別が容易であることから、特定のメールアドレスに限定する必要はない。「特定のメールアドレスで管理」を必須要件としないよう指針の見直しを行うべきである。(団体、弁護士)</p>	<p>電子メールは、事業者がメールアドレス（メールアドレス）を分けて保存・管理していない場合、当該アカウントには特定データとその他のデータが混在することとなるため、立入検査の場面において、審査官自身が特定の用語による検索を行うなどして、特定データとその他のデータを区別して検査する必要が生じますが、特定データを検索し、これを選別する過程で、審査官が特定データの内容にアクセスしてしまうおそれが強いと考えます。また、このような方法は、立入検査の長期化につながるものと見られます。</p>
169	電子データへの対応	電子ファイルには、特定データとそれ以外のデータが一つ	そのため、原案どおりとします。

No.	項目	意見の概要	考え方
	応	のファイルに含まれている場合があるため、弁護士に相談するために特定のメールアドレスを設けるなどという非現実的な対応を前提とすべきではない。欧米等の調査実務と同様に実施すれば、過大な情報提出を義務付けることなく対応できるはずである。(団体)	
170	電子データへの対応	「特定のメールアドレス」は、課徴金減免対象被疑行為に関する社内調査のために新たに作成する必要はなく、通信の時点において事業者を代表して弁護士に相談する職責にあった者が従前より使用していたメールアドレスも含まれると理解してよいか、明らかにすべきである。(弁護士)	本取扱いでは、本取扱いの対象となる電子メールを特定のメールアドレス（対象とならない電子メールを利用するアカウントとは異なるアカウント）で管理することを求めています。そのため、お尋ねのような従前より使用していたメールアドレスには、対象とならない電子メールが含まれ得ることから、特定のメールアドレスに当たりません。
171	電子データへの対応	本取扱い開始前に存在した特定通信を記録した電子メールについて、事後的に件名に要件を満たす表示を付すことは困難である場合もある。そこで、電子メールについても、物件と同じように保存箇所のフォルダに必要な表示することで足りるとすべきである。(団体)	電子メールについては、件名を事後的に変更することができないなどの特性を考慮し、一定の条件を満たす場合には、適切な保管がなされているものとして取り扱います。 お尋ねの本取扱いの運用開始前の電子メールは、エクスポートするなどして別個の電子ファイルにし、①当該電子ファイルのファイル名に「公取審査規則特定通信」等の表示を行うとともに、②事業者として管理する特定の保存箇所に保存した上で、提出命令の際にその旨の申出等があった場合には、元の電子メールも含めて、本取

No.	項目	意見の概要	考え方
			扱いの対象となり得ます。
172	電子データへの対応	<p>依頼者が初めて弁護士に相談を行う場合、本制度について十分な理解を得ることができていなければ、その最初の通信に何らかの所定の「表示」（電子メールの場合は「件名」）を付することや、当該電子メールが特定のアカウントから発信されることについて、期待できないと思われる。</p> <p>例えば、指針案の例示に厳密に準拠していなくとも、弁護士からの返信では必要な表示がなされた場合には、適切に保管されているとみなすといった措置が考えられる。（団体、弁護士）</p>	<p>電子メールについては、件名を事後的に変更することができないなどの特性を考慮し、一定の条件を満たす場合には、適切な保管がなされているものとして取り扱います。</p> <p>お尋ねの適切な件名を付すことや特定のメールアカウントで管理していなかった電子メールは、事業者が当該電子メールをエクスポートするなどして別個の電子ファイルにし、①当該電子ファイルのファイル名に「公取審査規則特定通信」等の表示を行うとともに、②事業者として管理する特定の保存箇所に保存した上で、提出命令の際にその旨の申出等があり、適切な件名を付すことや特定のメールアカウントで管理していなかった理由について合理的な説明を行う場合には、元の電子メールも含めて、本取扱いの対象となり得ます。</p>
173	電子データへの対応	<p>日本の弁護士が外国弁護士等から外国競争法に関して法的助言を受け、それを引用しつつ日本の独占禁止法に関する法的助言を事業者の特定のメールアカウント宛に送った場合には、外国弁護士等の助言部分と、日本の弁護士の助言部分を一体的に見て、日本の独占禁止法に関する日本の弁護士の法的助言と認められる場合には、外国弁護士等の助言部分も秘匿特権の対象となると理解している。</p>	<p>外国弁護士等の助言等について、それを参考に本取扱いの対象となる弁護士が自らの法的意見を記載しているなど、当該文書等が課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記載されたものと認められる場合には、本取扱いの対象となり得ます。</p> <p>また、外国弁護士等については、御指摘を踏まえ、事業</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>加えて、宛先に外国弁護士等が含まれていることのみをもって本取扱いの対象外とするのではなく、その内容が日本の独占禁止法に関する日本の弁護士の法的助言を構成する場合には、本取扱いの対象となる旨を明確にすべきである。（団体）</p>	<p>者と弁護士との間の通信の内容を外国弁護士等と共有することのみにより一律に本取扱いの対象外となるものではないことを明らかにするため、指針第2の4（2）を修正しました。</p>
174	電子データへの対応	<p>「電子データの内容を知る者が制限」されているとは、当該電子データをパスワード管理し閲覧可能な者を限定していれば、フォルダへのアクセス制限まで必要でないという理解でよいか。また、逆に、内容を知るべき者以外に対するフォルダへのアクセス制限が設けられていれば、フォルダ内の1つ1つのファイルにパスワードをかけることは必要ないとの理解でよいか。（団体）</p>	<p>御理解のとおり、適切な保管の要件を満たすためには、特定データの内容を知る者の範囲がそれを知るべき者に制限されていたことが必要であり、その方法については、パスワード管理やフォルダへのアクセス制限などが考えられます。</p> <p>第二次判別手続における適切な保管の要件の確認において、特定行為者には、特定データをパスワード管理していた場合は特定データごとのパスワードとその管理状況、フォルダへのアクセス制限をしていた場合はアクセスを許可されていた者の範囲などを説明していただくこととなります。</p>
175	電子データへの対応	<p>電子メールに限らず、チャットツールやウェブ会議システムを介して事業者と弁護士がコミュニケーションを取ることもある。この場合も、弁護士との通信の内容を知る者を「知るべき者」に制限した場合は、「適切な保管」の要件を満たすとの理解でよいか。</p> <p>例えば、Microsoft Teams では、弁護士との通信用の特定の</p>	<p>個々の特定のサービスによる通信が本取扱いの要件を満たすかどうかは個別に見ていく必要があり、現段階で確定的に判断することは困難ですが、お尋ねのようなサービスによる通信であっても、本取扱いの対象になり得ると考えます。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		teamの中で、ファイルのやり取りができる。この場合、このファイルに関しては、特段取り出して、別途フォルダ等に収納する必要はないとの理解でよいか。(団体)	
176	電子データへの対応	最大限の措置を講じていても、現実には、弁護士との電子メールを誤って、当該案件に関係ない社内・社外の者に送信してしまうなどの事故が起きる可能性があるが、このような場合には、受信者に連絡をして電子メールの廃棄を要請すれば要件を満たすか。(事業者)	<p>本取扱いの対象となる電子データは、その内容が事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信であって、その内容を知る者の範囲がそれを知るべき者に制限されていたことが必要となります。本取扱いの対象となる電子メールは特定のメールアドレス(対象とならない電子メールを利用するアカウントとは異なるアカウント)で管理することを求めています。特定のメールアドレスで管理していれば、お尋ねの事態が生じるおそれは少ないと考えます。</p> <p>仮に、お尋ねの事態が発生した場合に、本取扱いの対象となるか否かは、事業者からの説明を踏まえ、個別に判断することとなります。</p>
177	電子データへの対応	<p>特定データを分離して複製することができない場合に、「審査官等は、判別手続中には特定データを印刷又は閲覧しない」とされている点について、この印刷又は閲覧がなされていないことを物理的に確証するための措置が明記される必要がある。</p> <p>この点、提出に当たって特定データを保存したフォルダにパスワードを設定することを認めることを含め、明確な対処</p>	<p>審査官が判別手続中には特定データを印刷又は閲覧しないことについては、指針にその旨を明確化しており、これに従って適切に運用してまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
		が求められる。(弁護士)	
178	供述聴取における本取扱いの対象となる物件等に係る配慮	指針案第8において、審査官は判別手続中の物件及び本取扱いにより還付された物件に記載された特定通信の内容について聴取を行わない旨を記載したことに賛成する。もっとも、審査官は当該物件にそもそもアクセスすることができないはずであるため、当該規定が適用されるのはどのような場面か明確にすべきである。また、審査官が聴取を避けるべき事項を特定するに当たり、当該特定は申出書及び概要文書によってなされ、当該物件自体が審査官に提供されるものでないことを改めて明確にすべきである。(団体)	賛同の御意見として承ります。 御指摘の記載は、審査官が、概要文書から判別手続中の物件及び本取扱いにより還付された物件に係る事業者・弁護士間の通信の内容を聴取することがないことを明らかにしたものであり、これらの物件の内容にアクセスすることはありません。これらの物件に審査官がアクセスしないこと、これらの物件が審査官に引き継がれないことは規則及び指針から明らかですので、原案どおりとします。
179	供述聴取における本取扱いの対象となる物件等に係る配慮	特定通信の内容はそれが文書化されているか否かにかかわらず秘密が保護されるべきであるから、事業者と弁護士との間の相談内容については供述聴取を行わないこととすべきである。(弁護士)	本取扱いは、事業者から本取扱いの求めがあった物件についてその取扱い等を定めるものですので、供述聴取における配慮についても当該物件との関係において定めるものです。
180	供述聴取における本取扱いの対象となる物件等に係る配慮	本取扱いは、供述聴取との関連では、指針案「第8 供述聴取における本取扱いの対象となる物件等に係る配慮」という標題の下に、一定の配慮をするに留まっている。しかしながら、依頼者・弁護士間の通信秘密保護の趣旨からすれば、対象となる「通信」は、文書、電子データ、供述のいずれの形態であるかを問うべきではない。(弁護士)	指針第8の「本取扱いにより還付された物件」は、文書や電子データを含みます。 他方、本取扱いは、事業者から本取扱いの求めがあった物件についてその取扱い等を定めるものですので、供述聴取における配慮についても当該物件との関係において定めるものです。
181	供述聴取における本取扱いの対象と	原則として、判別手続中の物件及び本取扱いにより還付された物件に記載された特定通信の内容について聴取を行わな	お尋ねの事例としては、聴取対象者が自発的に本取扱いの対象となる物件の内容を話すといった場合が考えら

No.	項目	意見の概要	考え方
	なる物件等に係る配慮	いとあるが、例外に関しては、秘匿特権制度の実効性を担保するためにも、限定的に解する必要があり、被聴取者が任意に話した場合などに限られると理解しているが、想定事例は何か。(団体)	れます。
182	供述聴取における本取扱いの対象となる物件等に係る配慮	供述聴取において、「原則として」特定通信の内容について聴取を行わないとしているが、「原則として」を削除し、例外を認めないこととすべきである。特定通信とされればその通信の秘密は保障されるべきであり、聴取が行われると判別手続の意義が失われてしまうためである。(事業者、弁護士)	聴取対象者が自発的に本取扱いの対象となる物件の内容を話すといった場合が考えられ、そのような場合にまで聴取を行わないとするものではありませんので、原案どおりとします。
183	その他	いわゆる秘匿特権について、「対象となる文書」や電子データへの対応を含め「適切な保管」とは何を指すかなどについて、中小企業にもよく理解できるよう、写真やイラストなどを活用したパンフレットなどを作成し、積極的な広報活動をしていただきたい。(団体)	御指摘も踏まえ、周知を行ってまいります。
184	その他	事案ごとの判断が必要なために指針等における明確化・例示がなされていない点については、その旨が分かるよう、規則・指針以外による方法も含めて周知されるべきである。(弁護士)	
185	その他	規則や指針等において、依頼者が弁護士との間で行った通信を公正取引委員会等の第三者に開示する必要がないことは依頼者の権利であることを明記すべきである。(団体)	独占禁止法第76条第1項は、「公正取引委員会は、その内部規律、事件の処理手続…その他の事項に関する必要な手続について規則を定めることができる。」とされています。本取扱いは、同項の規定に基づく規則により
186	その他	本取扱いは、審査官の立場から設計されたと見るべき点が	

No.	項目	意見の概要	考え方
		多岐にわたっており、依頼者による弁護士との法的な相談を促進することによって法令遵守と適正手続を確保しようとする一般的制度とは基本的な性格を異にする制度と評価するほかなく、「秘匿特権」, 「Attorney Client Privilege」の部分的実現と表現することさえ適切ではない。(弁護士)	定められる手続であり、権利を創設するものではありません。
187	その他	特定通信については、言語は問わないという理解でよいか。(弁護士)	特定通信は、日本語以外の言語で行われていた場合を含みます。 なお、規則第3条において、「審査手続においては、日本語を用いる」こととされており、本取扱いに係る手続においては、日本語で表記することなど、日本語を用いることが求められます。
188	その他	規則案・指針案においては、①例外的に組織内弁護士が含まれる場合についての具体化の記述の仕方、②外観上の識別表示に関し、複数の文書が集散的に保管されている場合に各文書における表示までも要求されない場合があることを認めている点等は、一定の評価ができる。(弁護士)	賛同の御意見として承ります。
189	その他	事業者が調査協力減算制度を利用するに当たり、公正取引委員会に対して秘匿特権の対象となる情報を開示することを希望することも想定される。しかし、その場合、民事訴訟の原告など、他者に対しては、当該情報開示について秘匿特権は放棄されておらず、開示されないという保証が必要である。事業者が第三者に対する秘匿特権を放棄することなく、秘匿	御指摘のような民事訴訟における取扱いは本取扱いの範囲を超える内容であることから、御指摘の内容を示すことは困難です。

No.	項目	意見の概要	考え方
		特権の対象となる情報を公正取引委員会に対して限定的に開示することができる手続を示すべきである。(弁護士)	
190	その他	事業者の法務部等において違反行為の証拠となる物件や情報等が存在することは通常考えられないことから、実際の運用に当たっては、法務部等が違反行為に積極的に関与した疑いが高いような特段の事情がある場合にのみ、法務部等への立入検査を検討すべきである。また、事業者の法務部等に対する立入検査及び提出命令等は、事業者が有する防御権に対する重大な制約となる可能性をはらむものであり、可能な限り控えるべきものである。仮に立入検査及び提出命令等を行う場合であっても、事業者の秘匿特権及び防御権に十分に配慮した対応となるよう留意いただきたい。(弁護士)	立入検査の対象場所や留置する文書等については、判例又は条文上、特に制限があるわけではなく、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場合には、法務部門等も検査対象となります。
191	その他	公正取引委員会は、法務部門に対して立入検査を行い、法務部門から提出命令で資料を持ち帰ることを想定しているが、これ自体到底受け入れられるものではない。(団体)	
192	その他	本取扱いは、提出命令(独占禁止法第47条第1項第3号)の際に適用される旨が規定されているが、立入検査(同項第4号)の際の適用については言及されていない。公正取引委員会は、立入検査時に提出命令を行うのが慣例であるため、本取扱いは立入検査時の提出命令によって留置された物件に適用するものと理解しているが、その旨を明確にするため、本取扱いが立入検査時に留置された物件に適用されることを	本取扱いは提出命令(独占禁止法第47条第1項第3号)により留置された物件についての取扱いを定めるものですので、提出命令について規定することで足りると考えます。 また、提出命令によって留置された物件のうち、特定物件以外の物件についても、規則第18条の規定により閲覧・謄写を行うことができます。他方、本取扱いは、留

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>明記すべきである。</p> <p>また、閲覧・謄写の対象は、特定物件だけのようであるが、事業者が本取扱いの求めを適切に行えるよう、留置された全ての物件を対象とすべきである。さらに、留置された全ての物件の閲覧・謄写の機会を考慮し、申出書及び概要文書の提出期限を延長すべきである。（団体）</p>	<p>置されてから本取扱いの申出を行うものではないため、概要文書等は期限内に提出していただく必要があります。</p>
193	その他	<p>本制度の適用場面を、不当な取引制限における課徴金減免制度対象被疑行為に関する行政調査手続に限定している。</p> <p>このような限定は諸外国では例を見ないものであって、依頼者による弁護士との法的な相談を促進することによって法令遵守と適正手続を確保しようとする通信秘密保護の趣旨からすれば不十分である。独占禁止法に関する調査手続全般とすべきである。（団体、事業者、弁護士）</p>	<p>本取扱いは、新たな課徴金減免制度をより機能させる等の観点から整備するものであり、かかる趣旨に鑑み、また、他の行政調査手続や司法手続に影響が及ばないようにするため、本取扱いの対象となる手続は独占禁止法の課徴金減免対象被疑行為に係る行政調査手続に限定しています。</p> <p>また、そのような影響を及ぼすおそれのない範囲内で、可能な限り、国際水準との整合性を図るよう留意しています。</p>
194	その他	<p>今回日本において、いわゆる弁護士依頼者間秘匿特権が導入されることを全面的に支持する。もっとも、今回導入されるいわゆる弁護士依頼者間秘匿特権は他の法域におけるものとは異なるものである。米国、EUその他の主要国では弁護士依頼者間秘匿特権が認められており、公正取引委員会においても類似の弁護士依頼者間秘匿特権が導入されることが望ましい。（団体）</p>	<p>なお、平成31年3月12日に公表した「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の取扱いについて」において、「本制度の対象範囲の拡大について、早急に検討する。この検討に当たっては、本制度の運用開始後の状況を踏まえ、中小企業に不当に不利益を与えることとならないよう、また、他法令への影響を及ぼすことがないよう、留意する。」としており、今後の検討は、これに沿</p>
195	その他	<p>本取扱いは、日本における現行の秘密保護制度を正当に拡張し、当該特権の保護に関して他の法域と平仄を合わせるた</p>	

No.	項目	意見の概要	考え方
		<p>めの動きとして歓迎する。</p> <p>事業者に限らず、個人を含むあらゆる依頼者が利用できるようにすべきである。また、特権的取扱いを弁護士作成文書にも拡張することを検討するよう求める。(団体)</p>	<p>って行ってまいります。</p>
196	その他	<p>いわゆる弁護士依頼者間秘匿特権は、特定の違反行為に限定されることなく独占禁止法全てに関連して対象とされるべきであり、それが国際標準にも合致する。</p> <p>過度に規範的なルールとすることによって、保護されるべきコミュニケーションが保護の対象から外れることを懸念する。</p> <p>仮に公正取引委員会の権限が及ぶ限度のみで導入することが可能であるなどの諸事情があるとしても、確約手続は公正取引委員会の手続に特有のものであり単独行為(不公正な取引方法など)を対象としているのだから、単独行為をも対象とすることについて支障はないはずである。(団体)</p>	
197	その他	<p>犯則調査手続が行われる違反事件も課徴金納付命令の対象となり行政調査手続が行われるはずであるから、本取扱いは犯則調査手続も対象とすべきである。(弁護士)</p>	
198	その他	<p>令和元年独占禁止法改正法の附帯決議にあるとおり、本取扱いを整備するに当たっては、その範囲、要件に関して、我が国以外の法域において広く認められている弁護士・依頼者間秘匿特権に関する国際水準との整合性を可能な限り図るよ</p>	

No.	項目	意見の概要	考え方
		う留意した内容とすべきであり，米国連邦民事訴訟規則等において認められるワークプロダクトの法理に配慮した整備及び運用を行うべきである。（弁護士）	
199	その他	規則及び指針の施行前に行われた事業者と弁護士との間の通信のうち，新たな課徴金減免制度の適用対象とならない事件に係る通信は，本取扱いの対象に含まれないと理解しているが，このような本取扱いの対象に含まれない通信であったとしても，事実上，事業者と弁護士との間の通信の秘密が保護されるよう配慮すべきである。（弁護士）	
200	その他	公正取引委員会が課徴金減免制度において秘匿特権の導入を決定したことに称賛の意を表し，競争法の分野だけでなく日本の他の当局もこれに追随することを望む。日本は世界各国のように，その法制度において秘匿特権を広く適用すべきである。（弁護士）	
201	その他	今般の秘匿特権の導入に関して，秘匿特権そのものは，十分なコンプライアンス体制を取るゆとりがない中小企業にとっては強力な制度であり，秘匿特権の更なる拡大を求める立場にはあるものの，優越的地位の濫用にまで拡大することには慎重であるべきである。（団体）	

No.	項目	意見の概要	考え方
202	その他	<p>市場の競争機能が損なわれ、国民生活に重大な影響を及ぼす場合、独占禁止法には公正取引委員会による告発義務が規定されており、同法は企業犯罪の領域をもカバーするものとする。今後、事業者側の要望によって、同様の制度が犯則調査手続の場面にまで拡大されることのないよう求める。(個人、団体)</p>	
203	その他	<p>消費者の利益を守る法律には、景品表示法、特定商取引法、消費者安全法などがあるが、調査権限の強さとのバランスを考慮せずに、違反企業の手続保障を強化すれば、重要な証拠が隠されることで、行政機関はしっかりと調査を行えなくなる可能性がある。そのため、本取扱いの対象は、独占禁止法における不当な取引制限「カルテル・談合」のみとし、その他の違反行為や法律、特に消費者関連法などへ拡大することのないよう求める。(個人、団体)</p>	
204	その他	<p>規制当局に対する透明性を促進するため、海外のいくつかの管轄区域で行われているように、秘匿特権対象物件について使用免責を与えるべきである。(弁護士)</p>	<p>本取扱いは、新たな課徴金減免制度をより機能させる等の観点から、公正取引委員会の行政調査手続において整備するものであり、御指摘の使用免責まで認めるものではありません。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
205	その他	調査開始前に減免申請した事業者については、公正取引委員会の調査に協力するインセンティブも高く、事業者からの調査協力により必要な事実は報告されると期待できる。そのため、新たな課徴金減免制度を活用する事業者に関しては、緩和された要件のもとで指針の解釈と運用を行うようにすべきである。(弁護士)	課徴金減免申請に関する情報は、申請の有無も含めて機微な情報として共有する範囲は限定されるべきものと考えます。また、多数の者が従事する立入検査において、御指摘のような対応を行うことは適切でないと考えます。 そのため、原案どおりとします。
206	その他	適切な保管等の要件が厳格であることから、弁護士との通信を記録した物件が通常どおり留置され、減免申請の準備の効率性が大きく減殺され、減免申請制度の利用が抑制されると懸念される。そのため、調査開始前の減免申請者に立ち入る場合において、弁護士との秘密の通信を記録した物件は提出命令の対象にしないとの運用とすべきである。(弁護士)	

その他、以下の御意見を頂きました。

- ・ 法律専門職秘密保護権 (Legal Professional Privilege [LPP]) が欧州レベルでどのように適用されるかについての情報を提供する。(団体)

2. 「独占禁止法審査手続に関する指針」の一部改定（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	項目	意見の概要	考え方
1	第2の2（3）供述聴取における留意事項ウ	<p>「当該メモの作成のために必要な範囲で当該聴取対象者からの質問に応じるものとする」とあるが、メモ取りやその質疑に時間が取られ、運用に支障がないようにする必要がある。また、供述内容を会社に報告することで、供述の萎縮が起らないようにする必要がある。</p> <p>供述聴取後のメモ取りについては、新たな課徴金減免制度をより機能させる観点から整備されるものであり、独占禁止法の厳正な執行を妨げない範囲での対応をしていただきたい。（団体）</p>	御指摘を踏まえつつ、適切に運用してまいります。
2	第2の2（3）供述聴取における留意事項ウ	複数日にわたって供述聴取が行われる場合には、1日単位で供述聴取終了後にメモを取ることができることを明確にすべきである。（団体）	供述聴取が複数回行われる場合には、各供述聴取の終了後、メモの作成を認めるものです。審査手続指針第2の2（3）ウは、その趣旨の記載であるため、原案どおりとします。
3	第2の2（3）供述聴取における留意事項ウ	供述聴取終了後のメモ取りについて、最後に「その際、審査官等は、聴取対象者に対してメモの内容について開示を求め、又は質問をしてはならない。」という記載を加えるべきである。メモを聴取場所で取ることを規定したことは評価できるが、あくまで聴取対象者が強制されることなく自由意思で当該メモを作成できる点を明示すべきであるからである。（弁護士）	<p>供述聴取終了後のメモの作成は、聴取対象者の求めがあったときに認められるものであることから、御指摘のように、強制されること、自由意思によらないものとなることがないことは、明らかであると考えます。</p> <p>なお、審査官等は、メモの作成のために必要な範囲内で供述聴取者からの質問に応じるものとしており、新たな課徴金減免制度をより機能させる観点から審査官が当該メモの内容について開示を求めたり質問をしたりした</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
			<p>としても、それは供述聴取者と審査官等との間の双方のコミュニケーションであって、それにより聴取対象者によるメモの作成が、御指摘のように、強制されること、自由意思によらないものとなることにはならないと考えます。</p>
4	第2の2(3)供述聴取における留意事項ウ	<p>供述聴取後に違反行為に係る事実の報告等を行う場合もあり得るため、聴取の時点で課徴金減免申請を行っていない事業者の従業員等であっても、供述内容に係るメモの作成を希望する申出があれば認められるか。(団体)</p>	<p>供述聴取終了後のメモの作成は、新たな課徴金減免制度をより機能させる観点から認めるものですので、その対象は、課徴金減免申請者の従業員等である聴取対象者となります。このことは、「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の取扱いについて」(平成31年3月12日公表)において、「課徴金減免申請者の従業員等は、供述聴取終了後その場でメモを作成することができる」として明らかにしています。</p>
5	第2の2(3)供述聴取における留意事項ウ	<p>改定案では、課徴金減免申請者の役職員が、審査官による取調べ終了後、その場でメモを取ることを認めているが、課徴金減免申請者に限らず、公正取引委員会が実施する全ての事情聴取等を対象とすべきである。(団体)</p>	
6	第2の2(3)供述聴取における留意事項ウ	<p>メモ作成に当たっては、審査官作成のメモを確認することを認めるべきである。その上で、合理的な時間で聴取を終了することとするならば、基本的に賛成する。(団体)</p>	<p>メモの作成に対し、審査官は、当該メモの作成のために必要な範囲で聴取対象者からの質問に口頭で応じることとなります。メモの作成に当たっては、仮に、審査官作成のメモがある場合であっても、前記のとおり質問に応じることで足り、審査官作成のメモの確認までは必要ないと考えます。</p> <p>聴取時間については、既に審査手続指針第2の2(4)アで明らかにしているとおりであり、引き続き、審査手続指針にのっとり適切に行ってまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
7	その他	<p>長時間にわたる供述聴取が終了した後では正確なメモが作成できない場合もある。そこで、将来的には、供述聴取の間でも必要に応じて随時メモを取ることを認めるべきである。</p> <p>また、供述聴取対象者においては、慣れない環境での聴取であることから、状況によっては不確かな情報に基づいた回答を行ってしまうことなども考えられる。適正手続の観点から、将来的には、要望があった場合には原則弁護士の同席を認めるとする運用とすべきである。</p> <p>さらに、調査に協力するためには、供述聴取の調書の開示も認められるべきである。少なくとも将来的には、供述聴取時の録音・録画・メモの作成が認められるべきである。(団体)</p>	<p>供述聴取時のメモの作成については、供述人がメモの作成に集中してしまい、審査官の質問に対する供述人の真摯な対応が得られなくなるなどのおそれがあります。</p> <p>供述聴取時の弁護士立会いは、聴取対象者である従業員の供述内容が弁護士を通じて、雇用者である事業者に伝わり、その結果、社内で懲戒処分等の不利益を受けることを懸念して供述することを躊躇するなどのおそれがあります。</p> <p>供述調書は、読み聞かせ又は閲覧により内容の確認をしてもらっています。また、意見聴取手続において証拠である供述調書の閲覧等ができます。他方、意見聴取手続に先だって供述調書の写しを交付するなどした場合、他の事業者との間で又は事業者内の供述人の間で共有され、供述調整に用いられるおそれがあります。</p>
8	その他	<p>事情聴取中にも、メモを取ることを認めるよう、早急に改善されたい。加えて、事情聴取等における弁護士の立会い(又は事情聴取の録音・録画、供述調書の開示)を認めるべきである。(団体)</p>	<p>供述聴取時の供述録取過程の録音・録画は、聴取対象者である従業員の供述内容が視覚的・音声的に把握・記録されることによって、雇用者である事業者に伝わり、その結果、社内で懲戒処分等の不利益を受けることを懸念して供述することを躊躇するなどのおそれがあります。</p>
9	その他	<p>聴取対象者は、長時間にわたる供述聴取が終了した後では正確なメモが作成できない場合もあることから、供述聴取の間でも必要に応じて随時メモを取ることを認めるべきである。(団体)</p>	<p>これらのことから、御指摘の供述聴取時のメモの作成等は、認められません。</p>

No.	項目	意見の概要	考え方
			<p>なお、審査手続指針第2の2（4）イにおいても、供述聴取においては休憩時間を適時適切に確保することとしており、従前から、原則として休憩時間内に聴取対象者が記憶に基づいてメモを取ることは妨げられておらず、聴取対象者は、供述聴取が終了する前である休憩時間においても、記憶に基づいてメモを作成することが可能です。</p>
10	その他	<p>法務部門を持たない中小企業から要望が強かったメモの作成が部分的に認められたことについて、中小企業にもよく理解できるよう、積極的な広報活動をしていただきたい。（団体）</p>	<p>御指摘を踏まえつつ、広く周知してまいります。</p>